

教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

【対象年度：平成27年度】

平成28年8月
美里町教育委員会

目 次

はじめに	1
教育委員会の概要、会議運営等	
1 教育委員会の職務	3
2 教育委員会組織	4
3 教育委員会関連経費	5
4 教育委員会の会議運営状況	6
5 教育相談の実施状況	10
点検・評価	
1 点検・評価の対象と方法	
(1) 点検・評価の対象	11
(2) 点検・評価の方法	12
2 点検・評価の結果	
(1) 教育委員会の会議運営	13
(2) 教育委員会が管理及び執行する事務	17
(3) 総合計画を推進するための取組	31
評価委員会からの意見	
1 点検・評価の対象と方法について	
(1) 点検・評価の対象	36
(2) 点検・評価の方法	36
2 点検・評価の結果について	36
まとめ	
1 課題と改善策	
(1) 教育委員会の点検・評価で抽出された課題と改善策	41
(2) 評価委員会からの意見で指摘された課題と改善策	43
2 今後の点検・評価に向けて	44
資 料	
1 平成27年度学校教育ビジョンの点検・評価	45
2 平成27年度学校教育の重点努力事項についての点検・評価	49
3 総合計画・総合戦略策定に伴う住民意向調査の結果	56
4 平成27年度に採択した教科書一覧	60

はじめに

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第27条)の規定に基づき、教育委員会が毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、公表するものです。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議制の教育委員会が自らの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにあります。

また、自己点検・自己評価の結果から、今後の取組の改善につなげ、合理的かつ効果的な教育行政の一層の推進につなげていくものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及びその他の人事に関すること。
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- 7 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

)地教行法附則(平成26年6月20日法律第76号)第2条の規定により地教行法第27条は旧法を適用していません。

教育委員会の概要、会議運営等

1 教育委員会の職務

教育委員会の職務は、地方自治法（以下「自治法」という。）第180条の8の規定により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化等に関する事務を管理し及びこれを執行します。

教育委員会の職務権限の行使は、地教行法第13条の規定により、合議体として教育委員会の決定により行われます。

委員定数は5人で、任期は4年です。町長が町長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て委員を任命します。町長が委員を任命するに当っては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、委員のうちに保護者であるものが含まれるように努めなければならないこと、の2つの要件が規定されています。また、委員定数の過半数の者が同一の政党に所属することになってはならないとされ、一つの政党の影響力が教育行政の運営に及ぼされ、教育行政の中立と安定が失われることがないように配慮されています。

教育委員会は、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務処理を行うための事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督します。

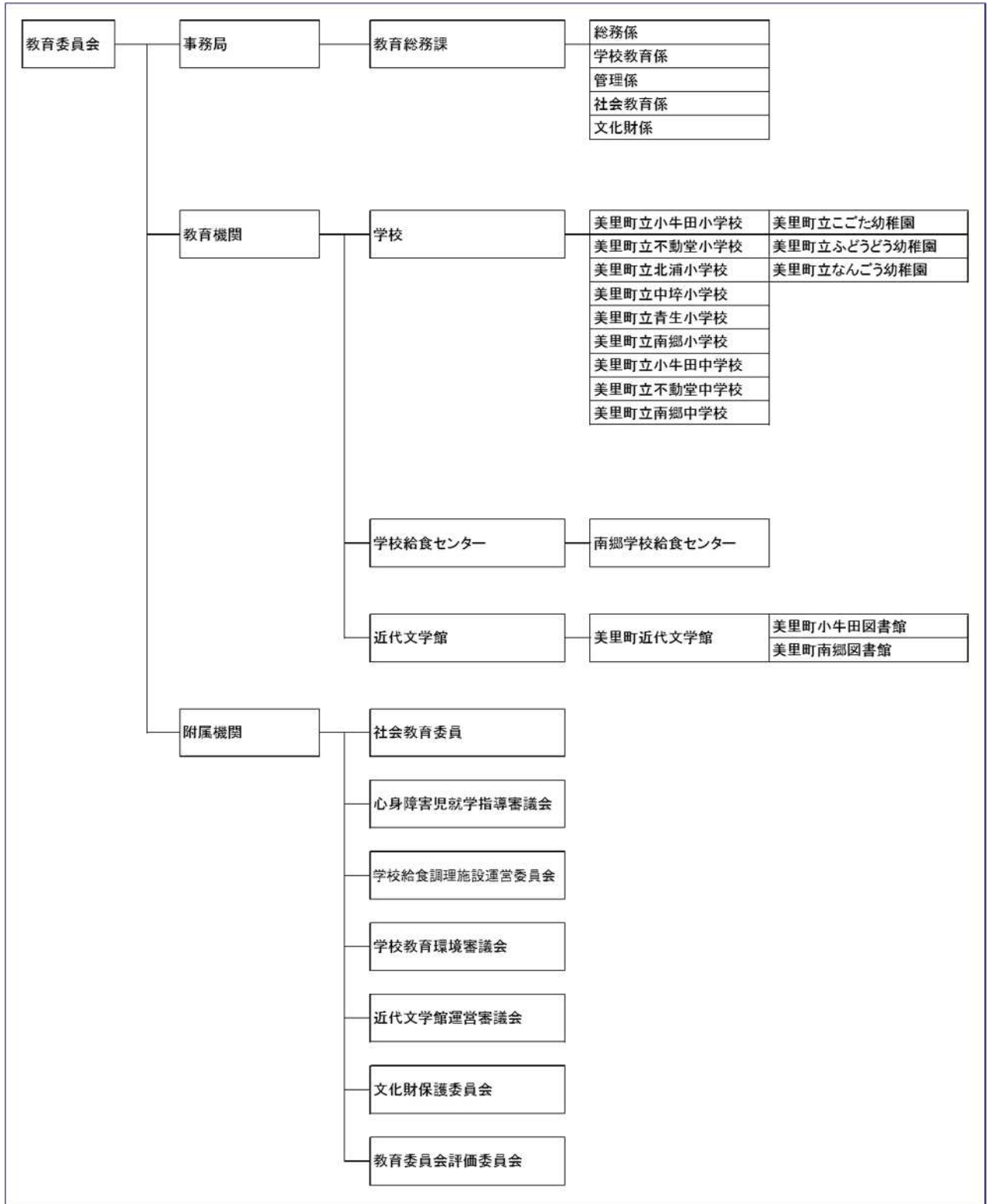
現教育長の任期が終了するまでの期間については、地教行法の一部において、平成26年6月20日改正前の旧法が適用されています。（詳しくは、地教行法附則第2条を参照ください。）

委員名簿

職	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	後藤 眞琴	平成26年2月20日	平成30年2月19日	1期
委員長 職務代行者	成澤 明子	平成25年2月20日	平成29年2月19日	1期
委員	千葉 菜穂美	平成28年2月20日	平成32年2月19日	2期
委員	留守 広行	平成27年2月20日	平成31年2月19日	1期
教育長	佐々木 賢治	平成26年2月20日	平成30年2月19日	2期

2 教育委員会組織

平成28年4月1日現在



3 教育委員会関連経費

平成27年度 一般会計決算 (歳出10款教育費)

単位:千円

項 目	決算額 A	繰越明許 費	事故繰越	26年度 決算額 B	前年対比 A-B
10教育費	1,327,400	22,954	7,666	1,130,044	197,356
1教育総務費	201,998			196,623	5,375
1教育委員会費	2,614			2,684	-70
2事務局費	199,384			193,939	5,445
2小学校費	313,041	6,970	3,241	176,085	136,956
1学校管理費	255,876	6,970	3,241	130,627	125,249
2教育振興費	57,165			45,458	11,707
3中学校費	156,402		1,707	96,284	60,118
1学校管理費	123,649		1,707	69,489	54,160
2教育振興費	32,753			26,795	5,958
4幼稚園費	222,401		1,599	219,497	2,904
5社会教育費	128,048		807	143,490	-15,442
1社会教育総務費	11,969			11,988	-19
2文化財保護費	13,078			8,838	4,240
3図書館費	69,216		454	66,983	2,233
4文化会館費	33,785		353	55,681	-21,896
6保健体育費	305,510	15,984	311	298,065	7,445
1保健体育総務費	6,762		30	6,963	-201
2体育施設費	116,838	15,984		115,476	1,362
3学校給食費	181,910		281	175,626	6,284
合 計	1,327,400	22,954	7,666	1,133,250	194,150

100円以下を端数調整しています。

平成27年度美里町一般会計歳出決算額10,315,416千円に対し、教育費は12.9%です。

4 教育委員会の会議運営状況

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者	備考		
定例	平成27年4月23日	5	報告	3	1	報告第12号 平成26年度生徒指導に関する報告(3月分、まとめ)				0		
					2	報告第13号 区域外就学について						
					3	報告第14号 指定校の変更について						
						議案	1	1	議案第14号 美里町学校事務支援室グループリーダーの任命について	1	1	
						協議	3	1	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	4	8	
							2	2	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	87	
				3	3	総合教育会議について	5	32				
定例	平成27年5月27日	5	報告	4	1	報告第15号 平成27年度生徒指導に関する報告(4月分)				0		
					2	報告第16号 平成27年度学校教育力アップに関する報告(4月分)						
					3	報告第17号 平成27年度学校教育ビジョンの点検評価について						
					4	報告第18号 指定校の変更について						
						議案	4	1	議案第15号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について			
							2	2	議案第16号 美里町学校給食施設運営委員会委員の委嘱について			
							3	3	議案第17号 美里町社会教育委員の委嘱について			
							4	4	議案第18号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について			
						協議	4	1	平成27年第3回美里町議会定例会(補正予算案)について	2	2	
							2	2	学校給食費の公会計化について	5	53	
							3	3	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]			
							4	4	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	31	
臨時	平成27年6月19日	5	協議	2	1	平成28年度使用教科用図書(中学校用)の採択について	5	25	0			
					2	「美里町学校給食に関する条例(案)」のパブリックコメントの実施について	5	10				
定例	平成27年6月25日	5	報告	3	1	報告第19号 平成27年第3回美里町議会定例会の報告				0		
					2	報告第20号 平成27年度生徒指導に関する報告(5月分)						
					3	報告第21号 区域外就学について						
						議案	1	1	議案第19号 美里町特別支援教育連携協議会の委員の委嘱について			
						協議	3	1	美里町近代文学館(図書館)のあり方と管理運営について	5	10	
							2	2	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	4	9	
				3	3	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]						
臨時	平成27年7月10日	5	協議	2	1	平成28年度使用教科用図書(中学校用)の採択希望について	5	31	9			
					2	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	118				

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者	備考			
定例	平成27年7月28日	5	報告	4	1	報告第22号 平成28年度使用教科用図書の採択結果について	1	1	4				
					2	報告第23号 平成27年度生徒指導に関する報告(6月分)							
					3	報告第24号 平成27年度学校教育力アップに関する報告(第2回)							
					4	報告第25号 区域外就学について							
			議案	3	1	議案第20号 教育委員会非常勤職員の処分について							
					2	議案第21号 美里町学校給食費に関する条例	4	9					
					3	議案第22号 美里町近代文学館運営審議会への諮問について							
			協議	3	1	美里町教育委員会の点検及び評価について	5	26					
					2	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	2	5					
					3	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	34					
定例	平成27年8月21日	5	報告	3	1	報告第26号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する評価委員会の報告について			2				
					2	報告第27号 平成27年度生徒指導に関する報告(7月分)							
					3	報告第28号 区域外就学について							
			議案	1	1	議案第23号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について							
			協議	4	1	美里町子ども議会の開催について							
					2	平成27年第4回美里町議会定例会について	5	10					
					3	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]							
					4	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	13					
			定例	平成27年9月30日	5	報告	5	1	報告第29号 平成27年第4回美里町議会定例会について			2	
								2	報告第30号 平成27年度生徒指導に関する報告(8月分)				
3	報告第31号 区域外就学について												
4	報告第32号 指定校の変更について												
5	報告第33号 教職員の処分について												
議案	2	1				議案第24号 美里町文化財保護委員会への諮問について	3	5					
		2				議案第25号 美里町心身障害児指導審議会委員の任命について							
協議	3	1				基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	4	25					
		2				美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	134					
		3				美里町総合計画について	5	26					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者	備考			
臨時	平成27年10月13日	5	協議	2	1	美里町総合計画について	5	39	1				
					2	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	4	27					
定例	平成27年10月26日	5	報告	4	1	報告第34号 平成27年度生徒指導に関する報告(9月分)			0				
					2	報告第35号 平成27年度学校教育力アップに関する報告(第3回)							
					3	報告第36号 区域外就学について							
					4	報告第37号 指定校の変更について							
			協議	3	1	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]							
					2	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	15					
					3	美里町総合計画について	5	70					
			定例	平成27年11月25日	5	報告	3	1	報告第38号 平成26年度生徒指導に関する報告(10月分)			2	
								2	報告第39号 区域外就学について				
								3	報告第40号 指定校の変更について				
協議	5	1				基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	5	15					
		2				美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	52					
		3				美里町総合計画について	2	22					
		4				第2回美里町総合教育会議	5	79					
		5				平成27年第5回美里町議会定例会(補正予算案)について							
臨時	平成27年12月3日	4				協議	1	1	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	15	2	
定例	平成27年12月22日	5				報告	5	1	報告第41号 平成27年第5回美里町議会定例会の報告			2	
			2	報告第42号 平成27年度生徒指導に関する報告(11月分)									
			3	報告第43号 平成27年度学校教育力アップに関する報告									
			4	報告第44号 区域外就学について									
			5	報告第45号 指定校の変更について									
			議案	2	1	議案第26号 平成28年度の学校給食について	2	3					
					2	議案第27号 美里町学校給食費に関する条例施行規則	2	3					
			協議	6	1	美里町立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定及び教員補助員設置要綱の全部改正	5	21					
					2	美里町の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正について							
					3	平成28年度美里町教育基本方針(案)について	5	47					
					4	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	2	2					
					5	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	41					
					6	美里町総合計画について	5	34					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者	備考
定例	平成28年1月27日	5	報告	4	1	報告第1号 平成27年第5回美里町議会定例会における教育委員会委員の任命について	5	24	2	
					2	報告第2号 平成27年度生徒指導に関する報告(12月分)				
					3	報告第3号 区域外就学について				
					4	報告第4号 指定校の変更について				
			協議	4	1	美里町議会常任委員会の研修課題に関する提言について	5	17		
					2	第3回美里町総合教育会議について	4	12		
					3	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	5	38		
					4	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]				
臨時	平成28年2月4日	5	議案	1	1	議案第1号 教育委員会職員の処分について				秘密会
定例	平成28年2月18日	5	報告	6	1	報告第5号 美里町近代文学館運営審議会の答申について	5	15	0	
					2	報告第6号 平成28年度美里町の教育について	2	6		
					3	報告第7号 平成27年度生徒指導に関する報告(1月分)				
					4	報告第8号 平成27年度学校教育力アップに関する報告(第5回)				
					5	報告第9号 区域外就学について				
					6	報告第10号 指定校の変更について				
			協議	7	1	平成27年度体力・運動能力調査結果について	3	8		
					2	平成28年度施政方針(案)について	2	3		
					3	平成28年度美里町一般会計予算(案)について	3	11		
					4	平成28年第1回美里町議会定例会(補正予算案)について	2	8		
					5	美里町総合計画について	5	60		
					6	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]				
					7	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]				
					定例	平成28年3月29日	5	報告	7	1
2	報告第12号 平成27年度生徒指導に関する報告(2月分)									
3	報告第13号 平成27年度学校教育力アップに関する報告(第6回)									
4	報告第14号 区域外就学について									
議案	4	1	議案第2号 美里町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則							
		2	議案第3号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則							
		3	議案第4号 美里町学校教育専門指導員の選任について							
協議	2	4	議案第5号 美里町青少年教育相談員の選任について							
		1	基礎学力向上・いじめ対策等について[継続協議]	4	3					
				2	美里町学校教育環境整備方針について[継続協議]	5	73			

5 教育相談の実施状況

平成27年4月～平成28年3月

月	教育相談件数													定期巡回相談	主な内容
	来庁相談				電話相談				訪問相談						
	子	親	教	関機	子	親	教	関機	子	親	教	関機			
4	・	・	1	・	・	・	2	・	・	・	・	・	・	・	来 生徒間トラブルによる転入 電 不適切指導, 給食異物混入
5	・	1	2	・	・	・	2	・	・	・	・	1	4	来 難聴児就学相談(教委) 電 悩み相談のある児童, 不登校児 訪 近所トラブル(健福) 巡 北小, 南中, ふ幼, 不小	
6	・	・	3	・	・	・	2	・	・	・	・	3	5	来 教員の様子, 部活トラブル 電 悩み相談のあった児童, 授業妨害 訪 児童虐待の疑い, 難聴児学校見学 巡 青小, 南小, 小小, な幼, 不中	
7	・	1	・	・	・	1	1	・	・	・	・	2	3	来 知的障害児就学相談 電 部活の指導の在り方 訪 健全育成委員会(小小), (北小) 巡 小中, こ幼, 中小,	
8	・	2	・	・	・	・	1	・	・	・	・	・	1	来 障害児の就学相談(小小), 電 環境の変化 巡 な幼	
9	・	・	・	・	・	・	6	・	・	2	・	4	4	電 家庭不和, 補導女生徒 訪 学校見学, 知障就学相談 巡 北小, 不小, 小小, 青小	
10	・	1	2	・	・	1	4	・	・	・	・	4	5	来 児童虐待, 問題行動, 児童の障害 電 児童虐待, 学校見学, 学習指導 訪 学校見学, コ会議, 難聴教相	
11	・	・	5	・	・	・	4	・	・	・	・	1	2	来 問題行動 電 児童間暴力 訪 赤ふれ意聴	
12	・	1	1	・	・	・	2	・	・	・	・	4	・	電 児童虐待 来 児童虐待, 児童の障害 訪 不登校, 問題行動	
1	・	1	1	・	・	1	2	・	・	・	・	2	6	訪 学習環境, 不登校, 健全育成会議 電 体罰, 児童の傷害事件, 児童虐待 巡 小小, 南小, 南中, 中小, ふ幼, 小保	
2	・	1	1	・	1	・	1	・	・	・	・	4	7	来 性非行, 転校 訪 要対協, いじめ問協, ケース会議 電 窃盗事件, いじめ問 巡 不小, な幼, 北小, こ幼, 不中, 青小, 小中	
3	・	1	1	・	・	・	1	・	・	・	1	5	・	来 転校 訪 学校対応, 不登校, ケース会議 危機管理対策会議 電-DV 転校	
小計	・	9	17	・	1	3	28	・	・	2	1	30	37		
合計	26				32				33				37		
総計	128														

点検・評価

1 点検・評価の対象と方法

(1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅するため、意思決定のための事務として「教育委員会の会議運営」、法制上規定された事務として「教育委員会が管理及び執行する事務」、政策を推進するための事務として「総合計画を推進するための取組」の3つの大項目を点検・評価の対象としました。

教育委員会の会議運営

教育委員会は5人の委員から構成する合議制の執行機関です。また、町長から独立した行政委員会である教育委員会の意思決定は教育委員会の会議において行われます。教育委員会が特色を十分に生かし、合議制の執行機関としての機能をしっかりと果たしていくためには、教育委員会の会議が常に活発に開催され、会議においては充実した審議が行われなければなりません。そしてそれに基づく適切な意思決定が行われなければなりません。こうしたことから、教育委員会の意思決定の場である会議の運営を点検・評価の対象の一つとする必要があると考え、対象項目とするものです。

教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条に、教育委員会が管理及び執行する事務が規定されています。地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限を与えられたものであると同時に、教育委員会が責任を持って果たすべき職務でもあります。このように国の法律に規定されている教育に関する事務を、美里町教育委員会がどのように処理しているのか、一つひとつの項目を点検・評価しなければならないと考えたことから、地教行法第21条各号に規定されている事務を点検・評価の対象項目とするものであります。

総合計画を推進するための取組

まちづくりを計画的かつ総合的に進めていくために美里町総合計画が策定されています。総合計画では「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の中で5つの教育政策が謳われており、町ではこの計画の下に教育政策の推進に取り組んでおります。教育政策の推進を職責とする教育委員会が教育政策を推進するためにどのように取り組んできたのか、実施状況とその成果を毎年度検証していかなければなりません。こうしたことから、美里町総合計画の「第1章 生涯を通して学び楽しむま

ちづくり」の政策項目を点検・評価の対象とするものであります。

(2) 点検・評価の方法

1) 作成の経過・作成作業の流れ(教育委員会と評価委員会との関係)

教育委員会の補助機関である事務局(教育総務課)が原案を作成して、それをたたき台に教育委員会で協議をしました。

教育委員会で協議し、作成した報告書案を評価委員会に諮り、評価委員会から意見を求めました。

評価委員会からの意見を教育委員会にフィードバックして、教育委員会において評価委員会からの意見を尊重した中で、再度審議を行い、最終の報告書を作成しました。

2) 点検・評価の基本的な考え方

自己点検・自己評価ということから、できるだけ厳しく審査するように心がけました。また、今後の取組の改善につなげていくことをこの点検・評価の目的の一つにかかげていることから、報告書は実績の記述と形式的な点検・評価だけに終わらず、一つひとつの事務について“関連法令が順守されているか”、“課題解決を先延ばししていないか”など、可能な限りのチェックを行い、町の教育行政の今後の改善につながるような報告書となるよう努めてきました。

3) 点検・評価の活用資料

点検・評価においては、平成28年3月に町内の各幼稚園、小学校、中学校で実施した「平成27年度学校教育ビジョンの点検・評価」、及び平成27年7月に、町内の1,200人を対象に実施した「総合計画住民意識調査」の結果等も点検・評価の資料として活用いたしました。

2 点検・評価の結果

(1) 教育委員会の会議運営

初めに、1)教育委員会の会議運営において関係法令が守られてきたか、関係法令の規定項目から点検・評価をします、

また次には、2)教育委員会の会議運営が効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価をいたします。

【実績】

平成27年度の教育委員会の会議運営の実施状況は、6～9ページに記述したとおり定例会12回、臨時会5回の計17回の会議を開催し、取り扱った議案は審議19件、協議54件、報告51件でした。
(件数はいずれも年度を通した延べ件数)

【点検・評価】

1) 関係法令である美里町教育委員会会議規則(以下「会議規則」と言う。)が順守されてきたのか、次の17の規定項目について点検・評価します。

会議は3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して、招集したか。(会議規則第2条)

3日前までに告示をし、招集した。

委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集したか。(会議規則第3条第1項)

1人の委員が1回の会議で遅れて参集したが、事前に委員長へ口頭で届け出ている。その他は、指定時刻に遅れることなく参集した。

委員は、会議に出席できないときは、その旨を委員長に届け出たか。(会議規則第3条第2項)

1人の委員が欠席したが、事前に委員長に口頭で届け出た。

毎月1回の定例会が招集されたか。(会議規則第4条第2項)

毎月1回の定例会を実施した。

委員長が必要と認めたとき、又は2人以上の委員から会議に付すべき事件を示して請求があったとき、臨時会が招集されたか。(会議規則第4条第3項)

委員長が必要と認めたときに臨時会を5回招集した。

また、2人以上の委員からの会議の開催の請求は、平成27年度においては行われていない。

会議は公開されたか。(会議規則第5条第1項)

秘密会を開くとき以外はすべて公開した。

秘密会とするときは3分の2以上の同意を得たか。(会議規則第5条第1項)

3分の2以上の同意を得た。

秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴者人を退場させたか。(会議規則第5条第3項)

会議に関係のない者及び傍聴者人を退場させた。

委員は、発言しようとするときは、委員長の許可を得たか。(会議規則第11条)

すべての発言において、委員は委員長の許可を得た。

動議に1人以上の賛成者があったとき、議題としたか。(会議規則第14条第1項)

平成27年度には、動議は行われていない。

委員長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告したか。(会議規則第15条第1項)

採決するときは、すべてにおいてその議題を会議に宣告した。

委員長は、挙手又は投票によって、採決を行ったか。(会議規則第16条第1項)

採決は、すべて挙手によって行った。

委員長は、採決したときは、その結果を宣告したか。(会議規則第16条第2項)

採決した結果をその都度宣告した。

教育長は、教育委員会の事務処理に関し必要と認める事項を会議で報告したか。(会議規則第19条)

毎定例会で事務処理に関し必要と認める事項を報告した。

会議録は、必要な事項が記載され、作成されたか。(会議規則第19条)

必要な事項をすべて記載し、全文筆記で会議録を作成した。

会議録は、次の定例会において承認を受けたか。(会議規則第22条第1項)

定例会の会議録は、次の定例会で承認を求めた。しかし、臨時会については、次の定例会までの期間が短いため承認を求めることはできなかった。

会議録には、委員長が指名した委員2人が署名したか。(会議規則第22条第3項)

すべての会議録に、委員長が指名した委員2人が署名した。

以上のように、会議規則で定められた上記の17項目は、おおむね順守されています。

しかし、会議規則第22条第1項に規定する「会議録は、次の定例会において承認を受けたか」については、定例会の会議には守られてきましたが、臨時会では守られていませんでした。それは、次の定例会までの期間が短く、会議録を調整する時間が十分にないことに原因があると思われます。

臨時会であっても、次の定例会において承認を求められるように会議録の調整を行えばよろしいところですが、臨時会が開催される時期は不特定であり、臨時会と次の定例会までの期間が一定期間以上確保されることも保障できません。短いときには1～2日間しかない場合も起こりえます。こうしたことから、すべての臨時会において次の定例会で承認を求めることは期間的に不可能であるのが実態です。これまでのこうした状況から、会議規則第22条第1項の規定を実態に合った内容に改正する必要があります。

- 2) 次に、教育委員会の会議運営が効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価します。

委員の出席状況

各委員の会議への出席率については、1人の委員が臨時会を1回欠席したほか、全員が出席した。

委員の発言状況

審議、協議の各議案別の発言回数は次のとおりであった。

(ア) 審議: 19議案で計21回の発言、1議案当たり平均約1回の発言

(イ) 協議: 54議案で計1,401回の発言、1議案当たり平均約26回の発言

多くの審議議案は協議を経てから審議されることから、協議段階での発言回数は多くなり、審議段階での発言回数は少なくなっている。

会議時間

会議時間は、平均で定例会が3時間10分、臨時会が1時間20分であった。最長時間の会議は7月28日に開催した7月定例会で4時間11分、最短時間の会議は2月4日に開催した臨時会で30分であった。会議時間はその会議の議案の件数とも大きく関係している。

会議の事前公表、周知

公式ホームページで事前周知に努めてきたが、3回の臨時会においては急を要した会議開催であったため事前周知を行っていない。

会議資料の事前配布

会議資料の事前配布を原則として取り組んできたが、事前配布できずに会議当日に配布した会議資料も一部にあった。

会議録の公開

会議録は、会議で承認された後に、すべて町の公式ホームページと町内2か所の行政情報コーナーで公開した。しかし、公開の開始時期については、会議終了から2～3か月の期間を要した。

傍聴者の数

傍聴者は、17回の会議をとおして延べ26人であった。最も多いのは7月10日

に開催した臨時会で9人であった。

発言回数、会議時間から見れば、会議の運営は活発に行われたと言えます。特に、基礎学力向上・いじめ対策等について、及び美里町学校教育環境整備方針についての2つの継続協議の議案に多くの意見が出されました。

会議の開催日等が事前にホームページで公表されたことから傍聴者もあり、傍聴者にも会議資料が配布されたことから、会議の公開の原則についても守られていました。

しかし、会議資料の事前配布については、会議当日の配布になったものもあることから、今後は会議資料の事前配布に徹底していかなければなりません。

また、10月13日に開催した臨時会で協議した美里町総合計画については、町長から美里町総合計画審議会へ諮問した後に、その内容について急きょ事後協議を行うこととなりました。今後はこのようなことがないように、あらかじめ必要な協議については、適時行うようにしていかなければなりません。

(2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第27条(旧法適用)において、点検・評価の対象となる事務は「その権限に属する事務」と規定されており、具体的には同法の第21条で規定する事務と考えられます。

よって、地教行法第21条に規定されている事務について教育委員会がどのように実施されてきたのか、関連法令の定めと併せて、点検・評価を行っていきます。

1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

* 関連法令、条文：地教行法第32条(教育機関の所管)、第33条(学校等の管理)、学校教育法第1条(学校の範囲)、同第2条(学校の設置者)、同第5条(学校の管理者)、同第38条、同第49条(市町村の小、中学校設置義務)、第80条(特別支援学校の設置義務)、社会教育法第21条(公民館の設置者)、図書館法第10条(設置)、自治法第96条第1項第8号(議会の議決を経るべき財産の取得又は処分)、同第238条の2第2項～第3項(公有財産に関する長の総合調整権)、同第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)

【実績】

教育委員会では、前年度に引き続き、平成27年度においても、町内の学校教育環境の整備に向けて協議を行い、平成27年12月に「美里町学校教育環境整備方針」を策定しました。

この美里町学校教育環境整備方針では、「本町の子どもたちにとって望ましい学校教育環境が適正なものとなるよう学校の再編が必要である」と結論づけています。

また、これを受けて、学校再編の将来ビジョンの作成に取り組んできました。その結果、平成28年3月に学校再編ビジョン案を作成し、4月からのパブリックコメントに付することといたしました。

【点検・評価】

平成27年度においては、協議の経過の途中で住民の意見・意向を把握するために、8月と11月の二度にわたり「学校再編に係る意見交換会」を開催しました。参加者数は、8月が延べ25人、11月が延べ49人で全体を通して少なかったのですが、参加者からは活発に意見が出されました。しかし、住民への周知、又は住民からの意向の把握については十分ではありません。

今後、平成28年度においては、策定した「美里町学校教育環境整備方針」及び「美里町学校再編ビジョン」について、一層多くの住民に周知するとともに、更に多くの住民の意見・意向を把握するため、改めて住民説明会を開催しなければなりません。その上で、実施に当たっての具体的な進め方を早期に決定していきます。

2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

* 関連法令、条文：地教行法第22条第4号(長の職務権限)、自治法第96条第1項第8号(議会の議決を経るべき財産の取得又は処分)、同第149条第6号(長の財産の管理)、同第238条の2第2項～第3項(公有財産に関する長の総合調整権)、同第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)、学校施設の管理に関する政令、地方財政法第8条(財産の管理及び運用)

【実績】

教育財産の直接の管理は各学校その他の教育機関が行った上で、教育委員会事務局(教育総務課)が総括管理を行いました。

施設・備品の修繕が発生した場合には、修繕費が5万円以下の修繕については各学校等が直接行い、それ以上の修繕費を要する修繕が発生した場合には教育総務課が行いました。

また、教育財産を管理するための財産台帳については、町長部局(防災管財課)で町長部局所管の他の公共施設と一緒に管理しており、教育委員会では教育財産の財産台帳は特に作成及び所有していません。教育財産に内容の変更が生じた場合には、町長部局(防災管財課)に連絡をして修正を加えております。

【点検・評価】

施設・備品の修繕については現在のところ適正に行われています。

しかし、教育委員会としての財産台帳が作成及び所有されておらず、町長部局の管理に任せ切りとなっています。今後は、教育委員会として町長から管理委任を受けている教育財産の財産台帳を独自に作成し所有したうえで、教育財産を管理していかなければなりません。

3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

* 関連法令、条文：自治法第18条(指導主事その他の職員)、同第20条(事務局職員の身分取扱)、同第31条(教育機関の職員)、同第34条(教育機関の職員の任命)、同第35条(職員の身分取扱)、同第36条(所属職員の進退に関する意見の申出)、同第37条～第47条の4(市町村立学校の教職員)、学校教育法第27条、第37条、第49条、第60条、第62条、第69条、第70条(校長、教頭、教諭その他の職員)、図書館法第13条(職員)、地方公務員法第6条(任命権者)、教育公務員特例法第13条(校長及び教員の給与)

(県費負担教職員については、点検・評価の対象から除外)

【実績】

本町では、業務効率の向上と適正な人事配置を目的に、職員(県費負担教職員、臨時職員及び非常勤職員を除く)を対象とした人事評価制度を平成27年度から試行的に導入いたしました。

しかし、教育委員会においては、幼稚園及び小学校において実施したものの、事務局(教育総務課)、近代文学館、南郷図書館、南郷学校給食センターにおいては、

他の業務との調整がつかなかったことから、実施していません。

【点検・評価】

本町は、平成28年度から、職員の人事評価制度を本格導入します。教育委員会としても、人事評価制度を確実に導入して、評価結果を業務効率の向上と適正な人事配置につなげていかなければなりません。

4) 学生生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

* 関連法令、条文：憲法第26条第2項(就学させる義務)、教育基本法第5条第1項(義務教育)、学校教育法第17条～第20条(学齢児童又は学齢生徒の就学)、同第26条(入園資格年齢)、就学奨励援助法

【実績】

学生生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務を次のとおり実施しました。

■入学期日の通知、学校の指定(通称：入学通知)

学校教育法施行令第5条関係(小学校及び中学校の新1年生保護者への入学通知)

・通知年月日：平成28年1月15日

・平成28年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者の入学通知書を就学管理システムにより作成し、当該保護者に通知しました。

学校教育法施行令第6条関係(学齢簿に新たに記載された者の保護者への入学通知)

・転入等を確認しだい随時、当該保護者に入学通知書で通知しました。

・通知の対象は、町内転入、区域外就学、指定校変更による転入学又は新入学する保護者です。

学校教育法施行令第7条関係(学校長への通知)

・上記 及び と同時に、小学校長及び中学校長に対して、就学児童生徒の氏名及び入学期日等を通知しました。

■就学義務履行の督促

・対象事案なし

■学齢簿の編製(小学校新1年生のみ)

・平成27年10月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者185人を就学管理システムの磁気ディスクで調製し、10月5日に紙媒体で起案後に決定しました。

転入等により新たに学齢簿に記載された者については、紙媒体で起案し決定後に、入学通知書を送付し、また、学齢簿を再編成しました。

■区域外就学の協議

・協議件数30件

【他市町村への協議】他市町村在住で美里町立学校に就学7件

【他市町村からの協議回答】美里町在住で他市町村立学校に就学23件

・届出件数20件

【県立学校】宮城県古川黎明中学校9件(うち年度途中1件)

宮城県立古川支援学校中学部3件(うち年度途中1件)

【私立学校】私立中学校6件(東北学院中3件、古川学園中2件、宮城学院中1件)

私立小学校2件(白百合小、ホライゾン学園仙台小)

■指定校の変更

・承認件数24件

【点検・評価】

関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務が実施されました。今後も平成27年度と同様に取り組んでいきます。

5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

* 関連法令、条文：地教行法第18条第3項(指導主事その他の職員)、同第33条第1項(学校等の管理)、同第48条第2項第2号(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)、自治法第180条の8(教育委員会の職務権限)、学校教育法第25条(幼稚園の保育内容)、同第33条(小学校の教育課程)、同第48条(中学校の教育課程)

これらの事務は学校教育法で基本的な事項が定められ、その細部については同法施行令、同法施行規則に規定が設けられていることから、教育委員会が独自にこれらの事務を処理することができるものではありません。よって、それらの定めが学校教育の中で守られてきたかどうかについて、点検・評価することとします。

【実績】

地教行法第33条その他の関係法令の規定に基づき、美里町立学校管理に関する規則(以下「規則」という。)を定めて、次のような必要な管理を行ってきました。

1. 組織編制

校務分掌の組織(規則第16条)

各小中学校が校務分掌の組織を定め、教育委員会に報告をさせました。

主任等の指名(規則第17条から第22条まで)

毎年度始め(4月)に各小中学校において、校長が各主任等を指名し、その内容について教育委員会に報告させました。

学校事務の共同実施組織(規則第22条の2)

効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化のため、平成27年度から小中学校の事務職員の中からリーダー1人を指名し「学校事務支援室」を設

置しました。複数の学校の事務職員が月1～2回拠点校(南郷小学校)に集まり、共同で学校事務の処理を行いました。教育委員会は設備を整備するなどの支援を行いました。

県教委主導により県内全域的に導入。平成23年度に学校事務職員の主事が年度末の事務処理を放棄して3か月間失踪の末に懲戒免職となった案件や学校徴収金等の不正処理問題への対応として、1校あたり1人配置の事務職員体制への監視的な役割も果たしています。

職員会議(規則第23条) 学校教育法施行規則

各小中学校では、校長の職務の円滑な執行を補助するために、校長が主宰する職員会議を定期的に行いました。

学校評議員(規則第24条、美里町立学校の学校評議員の設置に関する要綱)

校長(園長)の推薦により、小中学校で30人、幼稚園で10人の評議員を教育委員会から委嘱しました。各小中学校及び各幼稚園では、年間2～3回の会議を開催し、学校運営や教育活動に関する意見を受けました。

2. 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導(規則第6条)

各小中学校は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程をそれぞれで編成しました。教育委員会としては、各小中学校の教育目標、教育課程表、学習指導、生徒指導及び進路指導の概要等をまとめた「教育計画」を各校に作成させ、教育委員会へ報告させました。

【点検・評価】

関連する法律等の法令に遵守して適正な事務が行われてきたと考えています。

6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

* 関連法令、条文：地教行法第33条(学校等の管理)、同第48条(文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助)、自治法第180条の8(教育委員会の職務権限)、学校教育法第34条、第49条、第62条、第70条、第82条(教科用図書その他の教材の使用)、教科書の発行に関する臨時措置法第5条(教科書展示会)、同第6条(教科書目録の配布)、同第7条(教科書の需要数の報告)、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

【実績】

教科書は、学校の主たる教材として使用義務が課されている図書で、4年間同一のものを採択することとされています。美里町立学校で使用する教科書は、宮城県教育委員会で設定した採択地区(大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町)の各市町の教育委員会で組織する協議会(大崎地区教科用図書採択協議会)によって採択されることが学校教育法等の関係法令に定められています。

平成27年度は次のとおり中学校用教科書及び一般図書の採択のための事務を行いました。

町教育委員会会議で協議

会議は公開、資料は一部開示として3日間開催しました。

6月19日 採択日程の説明、町教育委員会主催の教科書展示会の開催決定

7月10日 町教育委員会の採択希望案の決定、採択協議会へ報告

7月28日 採択協議会の採択結果の承認

教科書展示会の開催

教科書の見本を一般に公開して採択の透明性を確保するため、近代文学館及び南郷図書館を会場に6月23日から7月8日までの13日間開催しました。両会場に設置した閲覧者名簿への記入者は26人、アンケート回答者は40人。

学校への採択希望調査の実施

6月22日から7月7日まで、学校現場の意見反映の手段として採択希望調査を実施しました。町教育委員会の採択希望案の決定に当たり調査結果を参考としました。

採択教科書について

* 巻末資料参照

採択結果及び採択理由の公表

7月29日に大崎地区教科用図書採択協議会を構成する1市4町のホームページにおいて、採択結果及び採択理由を公表しました。

* 参考 *

児童生徒用の教科書は、国が国費で購入し無償給付する。例年8月中に市町村では需要数の調査報告事務を行うが、この事務は地方自治法第2条第9項第1号の定める第1号法廷受託事務とされている(教科書の発行に関する臨時措置法第19条)。

教科書採択も8月中に行うこととされている。

教員が使用する教科書及び指導書(解説付)については国の無償給付対象外のため、町費で購入する。採択替えが行われた当該年度中に国の委託を受けた教科書取次店と契約、次年度予算で購入して入学式・始業式前に各学校へ配付している。

平成27年度は、平成26年度に採択替えを行った小学校用教科書及び指導書を購入して各小学校へ配付した。また、中学校用教科書の採択替えを行って、年度内に購入契約した(平成28年度の入学式・始業式前に各中学校へ配布済)。

【点検・評価】

学校教育法等の関係法令に基づき、公正に事務が行われたと考えています。

7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること

* 関連法令、条文：地教行法第33条(学校等の管理)

【実績】

平成27年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

体育館天井撤去等工事(実施箇所：小牛田小学校、中埴小学校、南郷小学校、及び南郷中学校の各校体育館)

南郷中学校体育館カーテン改修工事

南郷小学校体育館排煙窓オペレーター等改修工事

不動堂中学校東倉庫改修工事

ふどうどう幼稚園体育館排煙窓オペレーター等改修工事

北浦小学校電気設備改修工事

小牛田小学校給湯器改修工事

また、教具その他の設備として主に次のものを購入して、整備いたしました。

通学用マイクロバス

中学校吹奏楽部楽器一式

南郷小学校マーチングバンド楽器一式

小牛田小学校給食室食器洗浄機

小学校原子力・エネルギー教育教材一式

中学校原子力・エネルギー教育教材一式

【点検・評価】

体育館天井撤去等工事によって地震による天井の落下を防止することができました。その他、施設の老朽化による施設使用上の支障、不具合等を解消することができました。また、通学マイクロバスの購入をはじめ、各種備品の購入から、児童生徒の安全の確保、教育環境の改善を図ることができました。

今後は、学校の再編整備を近い将来に控えていることから、再編整備の具体的な内容を早期に決定し、それらを見据えた教育施設の修繕を計画的に進めていかなければなりません。

8) 校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること

* 関連法令、条文：地教行法第45条(研修)、地方公務員法第39条(研修)、教育公務員特例法第21条(研修)、同第22条(研修の機会)、同第23条(初任者研修)、同第24条(10年経験者研修)、同第25条(研修計画の体系的な樹立)

【実績】

教育委員会は、校長、教員その他の教育機関職員を対象に、平成27年度において、次のとおり研修を実施しました。

7月22日 調理従事職員研修会 対象者：学校給食調理従事職員 参加者数：25人

8月5日 体力・運動能力向上研修会 対象者：小中学校教諭 参加者数：125人

8月5日 初任者研修 対象者：小中学校初任教諭 参加者数：7人

2月12日 コンプライアンス研修 対象者：小中学校長・教育委員 参加者数：13人

2月17日 特別支援教育研修会 対象者：小中学校教諭 参加者数：85人

【点検・評価】

校長、教員その他の教育機関職員の研修については、その多くを任命権者の宮城県教育委員会が実施しています。市町村教育委員会として必要とされる主な研修については上記のとおりおおむね実施されたと考えています。

今後においても、これまでと同様に実施してまいりますが、研修の実施後における研修成果の検証についても確実に行き、次年度以降に反映、活用していかなければなりません。

9) 校長、教員その他の教育機関職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること

* 関連法令、条文：保健関係 学校保健安全法、地方公務員法第42条(厚生制度)、地教行法第30条(教育機関の設置)、同第48条第2項第2号(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)、同第57条(保健所との関係)、地教行法施行令第4章(教育委員会と保健所との関係)、学校教育法第12条(学校における健康診断)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法、安全関係 学校保健安全法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、労働安全衛生法、消防法、火薬類取締法、道路交通法、食品衛生法、毒物及び薬物取締法 福利厚生関係 地方公務員法第41条(福利及び利益の保護の根本基準)、同第42条(厚生制度)、第43条(共済制度)、地教行法第30条(教育機関の設置)、地方公務員等共済組合法、学校教育法第19条、同第49条(就学援助)、就学奨励援助法、児童福祉法、職業安定法第2章第4節(学生等の職業紹介)、生活保護法第13条(教育扶助)

【実績】

保健に関すること

各小中学校において学校保健計画を、各幼稚園においては幼稚園保健計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置(各幼稚園への学校薬剤師は未配置)
- ・就学時の健康診断 ・児童生徒等の健康診断 ・職員の健康診断 ・健康相談の実施
- ・保健指導の実施・保健室の設置 ・スクールカウンセラーの配置 その他

安全に関すること

各小中学校において学校安全計画を、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・危険等発生時対処要領の策定 ・防火管理者の選任 ・避難訓練の実施 ・避難マニュアルの作成

厚生、福利に関すること

県費負担教職員の厚生、福利については主に任命権者である宮城県教育委員会で行っています。児童生徒及び幼児の厚生、福利については、主なものとして国の基準に基づく就学援助を実施しました。

- ・就学援助

【点検・評価】

学校保健安全法に定められた項目の多くは実施されていますが、同法第23条に規定する学校薬剤師が小中学校には配置されていますが、幼稚園においてはいずれも配置されていません。今後、平成29年度以降においては、幼稚園にも学校(幼稚園)薬剤師を配置していかなければなりません。

10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること

* 関連法令、条文：学校保健安全法第6条（学校環境衛生基準）、学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、同第2条（日常における環境衛生）、建築基準法第8条（建築物等の維持保全）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条（清潔の保持）、地教行法第48条第2項第2号（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）、同第57条（保健所との関係）、地教行法施行令第4章（教育委員会と保健所との関係）、労働安全衛生法

【実績】

学校保健安全法第6条に規定する学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努めてきました。

【点検・評価】

学校保健安全法施行規則第1条には、「学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならない」と規定されています。しかし、町内の幼稚園においては、学校環境衛生基準の項目について、環境衛生検査を実施していません。

今後においては、幼稚園に学校薬剤師を配置して学校環境衛生基準に定められた環境衛生検査を毎学年定期に実施いたします。

11) 学校給食に関すること

* 関連法令、条文：学校給食法第2条（学校給食の目標）、同第4条（義務教育諸学校の設置者の任務）、同第5条（国及び地方公共団体の任務）、健康増進法第19条（栄養指導員）、同第21条（特定給食施設における栄養管理）、同第22条（指導及び助言）、食品衛生法第29条（検査施設）、地域保健法第6条（保健所の事業）

【実績】

学校の設置者が実施する学校給食によって南郷学校給食センターから南郷地区の小中学校及び幼稚園へ学校給食を提供いたしました。また、小牛田地区の各小中学校においては、各学校長が実施する学校給食によって学校給食を提供してきました。それぞれの各小中学校及び幼稚園の実施日数は次のとおりです。

■学校の設置者が実施する学校給食

南郷小学校：190日、南郷中学校数：177日、なんごう幼稚園：160日

■学校長が実施する学校給食

不動堂小学校185日、小牛田小学校：186日、北浦小学校：190日、中埜小学校：191日、青生小学校：187日、不動堂中学校：177日、小牛田中学校：178日

また、平成28年度から、町内のすべての小中学校において、学校の設置者が実施する学校給食に統一するための準備作業（条例の設置、電算システムの導入など）を行いました。

【点検・評価】

食中毒などの事故は発生することなく、南郷学校給食センター及び各小中学校において安全・安心な学校給食を児童生徒及び園児に提供することができました。今後、平成28年度以降においては、小牛田地域の小中学校においても、学校の設置者が実施する学校給食へと移行していきます。

12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること

* 関連法令、条文：教育基本法第12条(社会教育)、社会教育法、図書館法、博物館法、学校教育法第137条(学校と社会教育)

【実績】

青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組

地域のリーダー養成を目的として小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー初級研修、体験活動推進を目的とした小学1～4年生を対象とする自然体験塾をそれぞれ開催しました。また、姉妹都市であるアメリカ国ウイノナ市への中高生の相互派遣事業を通して国際交流推進を、中学生の長崎市への派遣事業を通して平和学習を推進しました。

地域の教育力を向上させるための取組

協働教育(家庭・学校・地域連携)推進事業を県からの受託事業として実施しました。内容は、町内児童を対象としたこどもふれあいまつり、学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流事業を行うものです。また、美里町青少年健全育成町民会議事業として講演会を開催し、青少年のインターネットトラブル防止を呼び掛けました。更には年2回の青少年問題協議会定例会において、青少年に関わる関係団体との情報交換を行いました。

女性教育の取組

美里地域婦人会連絡協議会へ助成金を交付し、活動支援を行いました。

また、地域における男女協同参画推進をテーマとした講演会を開催し、啓発活動を行いました。

社会教育の取組

町内155の自主学习サークル・団体が町内のコミュニティ施設等へ利用者登録を行い、自主的な活動を行ってきました。

コミュニティ施設の利用状況、教室・講座の回数、参加状況は次のとおりです。

施設名称	利用人数	教室・講座数	参加人数
美里町中央コミュニティセンター	27,779	1	59
本小牛田コミュニティセンター	22,630	9	559
下小牛田コミュニティセンター	1,725		
北浦コミュニティセンター	12,350	8	837
中埴コミュニティセンター	14,490	7	1055
青生コミュニティセンター	21,045	6	214
駅東地域交流センター	43,382	6	1177

農村環境改善センター	13,539	6	1799
下二郷コミュニティセンター	4,428		
合 計	161,368		

【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

(1) 青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績 95%

概ね満足できる内容で実施された。

(2) 青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人 実績 39人

目標値には到達せず、指導者の育成が必要である。

(3) 住民一人当たりの社会教育施設の年間利用回数

目標値 6回 実績 6.4回

(4) 住民による自主企画講座・講習会等の開催回数

目標値 180回 実績185回

今後の対策としては、青少年の健全育成につながる体験活動や交流活動について、社会情勢やニーズを踏まえ、内容を工夫しながら継続して実施していきます。また、地域のボランティアリーダーとしての資質向上を図り、継続性を保つためにも、活動の場を広く提供する取組を重点的に進めていきます。青少年教育については、少子化が著しく進む現状から、青少年健全育成に関わる団体の整理・統合を進めていかなければなりません。

13) スポーツに関すること

町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

14) 文化財の保護に関すること

* 関連法令、条文:文化財保護法第3条(政府及び地方公共団体の任務)、同第182条～第192条(地方公共団体及び教育委員会)

【実績】

歴史・文化を保存し継承するための対策として、次のような取組を行ってきました。

- ・旧南郷村行政資料の整理と簡易目録を作成し、県公文書館と今後の保存についての協議を行った。
- ・文化財標柱(蛟善寺霊廟門)と標識板(素山貝塚)を設置した。
- ・町指定無形民俗文化財関根神楽の本拠地である関根鹿島神社で数十年振りと

なる神楽奉納を復活させた。

- ・不動堂神楽、大柳獅子舞の所有する道具類の調査を実施した。
- ・旧南郷村行政資料を展示した企画展「行政資料から見る戦争」を実施した。
- ・町内に伝わる民俗芸能の道具類を展示した企画展「美里の文化、歴史展」を実施した。
- ・宮城県内で発掘調査された遺跡を紹介した「宮城の発掘調査パネル展」を実施した。
- ・町が所有する槍について、美里町文化財保護委員とともに調査、研究を進めた。また、刀剣登録も併せて行った。
- ・各史跡指定地や史跡公園の適切な維持管理を行い、不動堂史跡公園内通路の修繕、町内最大規模のシダレザクラの樹木診断、屋外トイレの下水道接続のための事前の準備作業を行った。
- ・文化財保護管理指導カード等の電子化を行い、業務の効率化に努めた。

【点検・評価】

平成27年度には旧南郷村行政資料の整理や企画展「行政資料から見る戦争」の開催など新たな業務にも手掛けてきたことから、一定の成果はあったと考えています。

15) ユネスコ活動に関すること

* 関連法令、条文：ユネスコ活動に関する法律、国際連合教育科学文化機関憲章、ユネスコ活動とは、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の目的を実施するための活動であり、ユネスコが企画又は実施する事業計画に直接参加又は協力することのみならず、教育、科学、文化の幅広い国際協力、国際交流のことを言う。

【実績】

自主的な活動は実施していませんが、民間団体である美里町国際交流協会と美里町が行っている中高生の国際交流に積極的に協力・参加いたしました。

【点検・評価】

今後においても、ウイノナ市との交流に対して積極的に協力、参加していきます。また、民間団体や個人において、新たな活動が行われる場合にも協力、支援していく考えです。

16) 教育に関する法人に関すること

都道府県教育委員会のみが行う事務であるため、市町村教育委員会においては点検・評価の対象といたしません。

17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること

* 関連法令、条文：地教行法第48条第2項第2号(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)、

同第54条(資料及び報告)、統計法第2章(公的統計の作成)、同第14条(統計調査員)、第16条(地方公共団体が処理する政府の指定統計調査に関する事務)

【実績】

教育委員会が自らの事務処理の必要上調査を行ったものは、平成27年度にはありません。教育関係の基幹調査である学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査については統計法の規定に基づき実施してきました。

また、文部科学省が実施している地方教育費調査、教育行政調査、子どもの学習費調査、全国学力・学習状況調査、体力・運動能力調査についても文部科学省の基準に従い、実施いたしました。

【点検・評価】

市町村教育委員会として実施すべき調査は実施してきました。

今後も継続して取り組んでいきます。また、各種調査の結果を町内の教育政策に反映、活用することについても検討していきます。

18) 所管事務に関する広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること

* 関連法令、条文：地教行法第48条第2項第2号(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)、社会教育法第7条(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

【実績】

所掌事務に係る施策や法令又は条例、規則等、並びに、教育委員会の会議周知や教育調査の結果などを、主に毎月1日に発行する町の広報紙とホームページを媒体に町民への広報活動に努めてきました。また、教育委員会では、今後の学校再編について、保護者や地域住民の意向や意見を把握するため、平成27年度に延べ6か所の会場で住民懇談会を開催しました。

【点検・評価】

教育委員会として必要な広報、広聴活動に努めてきましたが、まだ十分とは言えません。また、教育行政に関する相談体制については整備されていません。

今後も広報、広聴活動に取り組むと同時に、教育行政に関する相談体制についても相談窓口を明確にして対応する必要があります。

19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体内における教育に関する事務に関すること

* 関連法令、条文：地教行法第1条の4(総合教育会議)

平成26年の地教行法の改正により、平成27年度から新たに総合教育会議の設置が規定されました。そこで、総合教育会議の開催状況について、点検・評価します。

【実績】

平成27年度には、総合教育会議の会議が3回開催されました。

第1回会議 平成27年5月14日(木)午前10時00分～11時30分

出席者:町長、教育委員5人

協議事項(1)総合教育会議の設置について

(2)総合教育会議運営における確認事項について

(3)美里町における教育行政の課題について

第2回会議 平成27年11月27日(金)午前10時00分～11時00分

出席者:町長、教育委員5人

協議事項(1)美里町総合教育会議の公開及び傍聴に関する規程(案)について(継続協議)

(2)「放課後児童対策」における教育委員会と町長部局の連携について

(3)美里町学校再編ビジョンについて

第3回会議 平成28年2月4日(木)午前10時00分～11時20分

出席者:町長、教育委員5人

協議事項(1)美里町学校再編ビジョン(案)について

(2)美里町いじめ防止対策基本方針(案)について

【点検・評価】

総合教育会議の設置については地方公共団体の長が処理する事務とされています。しかし、総合教育会議の設置は、地方公共団体の長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とされています。こうしたことから、総合教育会議の設置が町長の事務とされていますが、教育委員会にも大きく関わるものであります。

平成27年度においては3回の会議が開催され、いずれも教育委員の5人全員が出席し参加しております。

(3) 総合計画を推進するための取組

美里町総合計画の第1章に、「生涯を通して学び楽しむまちづくり」として教育政策が謳われています。平成27年度に教育委員会が取り組んできた総合計画を推進するための取組の状況を政策別にまとめます。また、総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度についても点検・評価いたします。

「社会体育の振興」及び「文化・芸術の振興」の政策は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価からを除いております。

政策1 社会教育の充実

【実績】

社会教育の取組 (再掲)

町内155の自主学习サークル・団体が町内のコミュニティ施設等に利用者登録を行い、自主的な活動を行ってきました。

また、平成27年度のコミュニティ施設の利用状況、教室・講座の回数、参加状況は次のとおりです。

施設名称	利用人数	教室・講座数	参加人数
美里町中央コミュニティセンター	27,779	1	59
本小牛田コミュニティセンター	22,630	9	559
下小牛田コミュニティセンター	1,725		
北浦コミュニティセンター	12,350	8	837
中埜コミュニティセンター	14,490	7	1055
青生コミュニティセンター	21,045	6	214
駅東地域交流センター	43,382	6	1177
農村環境改善センター	13,539	6	1799
下二郷コミュニティセンター	4,428		
合 計	161,368		

図書館の利用状況

登録者数:10,844人 年間利用者数(延べ):37,990人

貸出冊数(延べ):164,989冊 町民一人当たりの貸出冊数:6.6冊

【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

住民一人当たりの社会教育施設の年間利用回数

目標値 6回 実績 6.4回

住民による自主企画講座・講習会等の開催回数

目標値 180回 実績185回

図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数

目標値 7.8冊 実績 6.6冊

政策2 学校教育の充実

【実績】

基礎的学力の向上を図るための取組

基礎的学力の向上に向けた取組については、教育委員会では学校教育専門指導員1人(常勤)と学力向上支援員6人(非常勤)を教育委員会事務局に配置をして、小中学校における基礎的学力の向上を図るための取組を支援してきました。

しかし、常勤の学校教育専門指導員においては、学力の向上の取組だけではなく、いじめ・不登校等の対策にも従事していただかなければならず、基礎的学力の向上のための取組に十分な時間を確保することができませんでした。

また、教育委員会では、夏季及び冬季の長期休業等に、希望する児童生徒を対象にした学び支援コーディネーター等配置事業(複数の相談員等による個別指導学習)を企画・運営し、基礎的学力を向上させるための取組を進めることができました。

計画的な施設整備のための取組 (再掲)

平成27年度に実施した主な学校施設の整備は次のとおりです。

- (ア) 体育館天井撤去等工事(実施箇所:小牛田小学校、中埴小学校、南郷小学校、及び南郷中学校の各校体育館)
- (イ) 南郷中学校体育館カーテン改修工事
- (ウ) 南郷小学校体育館排煙窓オペレーター等改修工事
- (エ) 不動堂中学校東倉庫改修工事
- (オ) ふどうどう幼稚園体育館排煙窓オペレーター等改修工事
- (カ) 北浦小学校電気設備改修工事
- (キ) 小牛田小学校給湯器改修工事

また、教育委員会では、平成27年度に「美里町学校教育環境整備方針」及び「学校再編ビジョン案」を策定して、将来の学校施設の整備に向けた取組を進めました。

地域に開かれた学校づくりのための取組

地域に開かれた学校づくりを進めるために、住民の協力を得て、各幼稚園及び各小中学校に学校評議員(規則第24条、美里町立学校の学校評議員の設置に関する要綱)を配置いたしました。評議員は、校長(園長)からの推薦に基づき、小

中学校で30人、幼稚園で10人を教育委員会からそれぞれ委嘱いたしました。

安全・安心を確保するための取組

町内の各幼稚園及び各小中学校において、昨年度と同様にスクールバスを運行しております。また、朝夕の登下校時における通学路では、地域住民によって街頭指導(見守り)を実施していただきました。

さらに、各幼稚園及び各小中学校において、災害発生における避難マニュアルを作成しました。

学校給食を充実するための取組 (再掲)

学校の設置者が実施する学校給食によって南郷学校給食センターから南郷地区の小中学校及び幼稚園へ学校給食を提供いたしました。また、小牛田地区の小中学校においては、各学校長が実施する学校給食によって学校給食を提供してきました。

さらに、平成28年度から小牛田地域の小中学校が学校の設置者が実施する学校給食へ移行するための準備作業(条例の設置、電算システムの導入など)を行いました。

就学前教育を充実するための取組

教育委員会では、前年度までと同様に3園の幼稚園において就学前の子どもたちの教育に取り組んできた。預かり保育を含めて待機園児を発生することなく、入園を希望する保護者に対して、すべての園児を受け入れてきました。

【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差

目標値 1ポイント上回る

実績 小学生：県平均に対し2.26ポイント下回る

中学生：県平均に対し1.94ポイント下回る

学校評議委員会の開催回数

目標値 3回

実績 開催回数は次のとおり。

こごた幼稚園2回、ふどうどう幼稚園2回、なんごう幼稚園2回、小牛田小学校2回、北浦小学校2回、中埜小学校2回、青生小学校2回、不動堂小学校2回、南郷小学校2回、小牛田中学校2回、不動堂中学校2回、南郷中学校3回

児童一人当たりの防犯組織加入者率

目標値 60%

実績 35%(小学生のみ)

児童生徒の朝食の摂取率

目標値 100%

実績 小学生：92%

中学生：98%

預かり保育の待機園児数

目標値 0人 実績 0人

政策3 青少年の健全育成

【実績】

青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組（再掲）

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー初級研修、体験活動推進を目的として、小学1～4年生を対象とした自然体験塾を開催しました。また、姉妹都市であるアメリカ国ウイノナ市への中高生の相互派遣事業を通して国際交流推進を、中学生の長崎市への派遣事業を通して平和学習を推進しました。

地域の教育力を向上させるための取組（再掲）

協働教育(家庭・学校・地域連携)推進事業を県の委託事業として実施しました。内容は町内児童を対象としたこどもふれあいまつり、学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流事業を行いました。また美里町青少年健全育成町民会議事業として講演会を開催し、青少年のインターネットトラブル防止を呼び掛けました。年2回の青少年問題協議会定例会において、青少年に関わる関係団体との情報交換を行いました。

【点検・評価】

総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績95%

青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人 実績39人

今後において、青少年の健全育成につながる体験活動や交流活動について、社会情勢やニーズを踏まえ、内容を工夫しながら継続して実施していきます。

また、少子化が進んでいる現状から、青少年健全育成に関わる団体の整理、統合を進め、地域の教育力向上を目指し、指導者の育成に努めていきます。

政策4 伝統文化・文化財の継承

【実績】

(1)歴史・文化を保存し継承するための対策（再掲）

歴史・文化を保存し継承するための対策として、次のような取組を行ってきました。

- ・旧南郷村行政資料の整理と簡易目録を作成し、県公文書館と今後の保存についての協議を行った。
- ・文化財標柱（皎善寺靈廟門）と標識板（素山貝塚）を設置した。
- ・町指定無形民俗文化財関根神楽の本拠地である関根鹿島神社で数十年振りとなる神楽奉納を復活させた。
- ・不動堂神楽、大柳獅子舞の所有する道具類の調査を実施した。
- ・旧南郷村行政資料を展示した企画展「行政資料から見る戦争」を実施した。
- ・町内に伝わる民俗芸能の道具類を展示した企画展「美里の文化、歴史展」を実施した。
- ・宮城県内で発掘調査された遺跡を紹介した「宮城の発掘調査パネル展」実施した。
- ・町が所有する槍について、美里町文化財保護委員とともに調査、研究を進めた。また、刀剣登録も併せて行った。
- ・各史跡指定地や史跡公園の適切な維持管理を行い、不動堂史跡公園内通路の修繕と同敷地内にある町内最大規模のシダレザクラの樹木診断、不動堂史跡公園内の屋外トイレの下水道接続のための事前の準備作業を行った。
- ・文化財保護管理指導カード等の電子化を行い、業務の効率化に努めた。

【点検・評価】

目標(定性的目標) : 町民の文化遺産を積極的に保護するとともに、民俗芸能の継承をはじめ、失われる危険性の高い文化遺産の保護を通じて、指定・未指定を問わない住民の文化遺産の保護、保存意識の向上に努める。

実績(目標に対する評価) :

旧南郷村行政資料の整理と簡易目録を作成するなど、失われる危険性の高い文化遺産の保護を行ってきた。

平成28年度以降については、埋蔵文化財の各種手続きの遅れを生じていることから職員間の連携に工夫をして迅速な処理方法の確立に努めていかなければなりません。また、民俗芸能継承者の高齢化が著しいことから後継者育成と活動支援に取組の重点を置くと同時に、住民の文化遺産の保護・保存に対する意識を向上させるために企画展等についても工夫を加えて積極的に開催していかなければなりません。

評価委員会からの意見

1 点検・評価の対象と方法について

(1) 点検・評価の対象

3つの大項目について、各々点検・評価対象の理由が詳細に記述されており理解しやすい。特に、総合計画を推進するための取組については、地域住民の意見を的確に反映し、より充実した教育行政の運営となることを期待する。

(2) 点検・評価の方法

作業の手順などが明確で適切と判断する。点検・評価において、学校関係者だけではなく、総合計画の住民意向調査等、町民の意見を幅広く取り入れられている点についても適切である。

また、問題解決を先延ばししないよう、点検し改善に努めている姿勢が見える。

2 点検・評価の結果について

今年度の評価委員会が早い時期に実施されることから、点検・評価の結果が平成28年度の政策に反映されることになり実効性があってよい。

教育委員会の会議運営については、関係法令上及び効果的な観点から、定例会議と臨時会議が適切かつ迅速に行われ、その機能が果たされている。特に、基礎学力向上やいじめ対策及び美里町学校教育環境整備方針については継続的に会議が行われていることで、協議事項の理解が深まっていると考えられる。美里町総合計画についても9月の会議から継続的に協議が続けられており委員の意欲が感じられる。特に、会議前に議題や資料が配布されることは、委員の会議に臨む心構えを可能にするとともに審議事項の理解を深めるなど会議の活性化につながっていると考えられる。しかし、一部では会議資料の事前配布がされなかったとのことから、会議日程に時間的な余裕をもって、今後とも事前の議題配布と資料配布の徹底に努められたい。

今年度の教育委員会会議の開催回数は17回（定例12、臨時5）傍聴者数26人の実績であるが、町民への会議の公開の持つ意味は大きいと考える。会議の住民への公開は、会議の活性化を促す効果をもつほかに住民の知る権利でもある。今後とも住民への会議公開や傍聴者数を増やすために

積極的な情報発信が欠かせないと思う。

教育委員の活動においては、学校視察、学校行事、社会教育事業、各研修会への参加状況などの記述があってもよい。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は住民への説明責任を果たすこととなっており、そのためにも住民への分かりやすい情報提供が前提である。事業や資料の中にはデータが示されているが、図表化するなど情報提供の方法に工夫があってもよい。

(例えば、施策の取組み状況や資料のデータを昨年比で図表を使って表す。)

事業の点検・評価の考え方として、まず施策目標があり、目標実現のための方策としての事業が位置づけられるのが本来の姿であると思う。事業評価は施策目標が設定され、何のためにこの事業を実施しているのかの説明もあると分かりやすい。

点検・評価の作業では、Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)というサイクルが回っているかが大切な視点である。報告書の資料で「学校教育ビジョン」「美里町学校教育の重点努力事項」の前年度のC評価がかなり改善されており教職員の指導の効果が見られる。点検項目も子どもたちの現状を的確に把握して見直されている。C評価の項目で一部昨年度と同じ項目が見られるので課題解決のための改善策が求められる。前年度の改善策が実行できたか、実行による成果と課題は何かなどを分析し、その結果に基づいて改善策を検証することがポイントである。改善策が具体的であればあるほど、実行の効果を図ることができ、次の改善策の検討につながると思う。

各事業の点検・評価の対象項目を適切に絞り、その項目の「実績(実施状況)」、「点検・評価(効果、対応、課題)」が具体的に記述されていて分かりやすい。なお、対象項目によっては、施策目標を設定し目標達成のための改善策や方向性が記述されるとよい。この具体的な改善策は、以後の効果的な推進の観点からも大切である。

報告書の作成は、法律上の規定から毎年実施されなければならないが、これによって地域住民がどれほどの利益を得ているかの効果分析の検証も必要ではないか。この点検・評価は各自治体の規模などにもよるが、隔年又は数年ごとの実施はできないものか。

事務事業は、計画通りにほぼ実施されており一定の成果が見られる。今後とも町民の視点で検証するなど更なる充実したものになることを期待する。

教職員の資質向上施策に関する項目は、学校教育にとって最重要課題の一つである。各学校の教育課程管理や特色ある学校づくり、教育環境整備に向けて、学校と教育委員会が密接に連携し推進することを期待する。特に、教育の成果は教職員の資質によるところが多く、職員研修をより充実させ、使命感に燃えた教職員の育成に努めていただきたい。

各主要な事業ごとに関係法令を踏まえるとともに「実績」、「点検・評価」が詳細に記述されており、今後とも学校再編に向けた取組が計画的に推進されることを期待する。

「教育は人なり」と言われるが、教育を担う教師に「豊かな人間性」と「実践的な指導力」が求められている。「豊かな人間性」は人との関わりの中で育つものである。教師と子どもとの人間的触れ合いを多くする中で、人間性と指導力をつけてもらいたい。そのためには教師も子どもも心のゆとりが必要である。

各事業の「点検・評価」の中で次年度へ向けての改善策や対応策が記述されている。教育委員会が抱える事業は、新規事業、継続事業など実に広範囲の事務処理、行政執行が求められるが、事業によっては中長期的な考えの下で推進することもやむをえない。

総合計画を推進するための取組みでは、4つの政策について豊富なデータに基づいて「実績」、「点検・評価」が詳しく記述されていて分かりやすい。

美里町における学校教育の充実と児童生徒の学力向上への取組について教育委員会に配置している学校教育専門指導員及び学力向上支援員により着実に成果が上がってきている。

学校教育の充実についてであるが、変化の激しい社会の中で、子どもたちが心豊かにたくましく生き抜くことを目指しての事務事業が順調に実施されていることは、各担当者の取組みの成果であると評価する。今後とも評価項目の観点を意識し、より効果的な教育活動を期待する。

総合計画・総合戦略策定に伴う住民意向調査結果については、住民意識を把握しながら策定の見直しに活かすなど地域住民の意思を反映していることで大変重要な資料であると考えている。

子ども、保護者、教職員、地域住民の願いや要望などの実態を把握し、教育施策につなげていくことが大切である。今後とも、アンケート調査などを通して子どもたちのこと、教育のこと、地域のことなどについて家庭や地域、町全体で議論できるきっかけになればよいと思う。

教育委員会は、従来の学校の管理から学校への支援・援助へと仕事の性格を変えてくことが求められている。今後とも学校と教育委員会が連携し

ながら更なる「特色ある学校づくり」を期待する。

学校施設の整備においては、体育館の天井の撤去工事など、特に危険防止のための整備がしっかりと行われたことは児童生徒の安全の確保の観点から評価できる。

学校備品の整備においても、中学校の吹奏楽部や小学校のマーチングバンドが使用する楽器を更新されたことについて、保護者等の多くから好評の声が聞かれた。なお、今後においても学校備品が古くなっていることから、教育委員会として現場の状況をよく把握され、教育活動に支障のないよう修繕又は購入による整備をこまめに行う必要がある。

学校再編に当たっては、町民に対して、より具体的で分かりやすい説明を行う必要がある。

教育相談においては、深刻な状況がうかがえることから、より丁寧に手厚く対応されたい。

町内の学校、幼稚園は町の行事に積極的に参加、協力されている。地域住民に対しても開放的であり、良い傾向にあると考えている。今後においても、学校、幼稚園を含め、教育委員会は地域住民に開かれた組織として、質の高い教育行政を進めていただきたい。

財産台帳の整備は、教育財産を管理する上で基本的事項であることから、期日を定めて早期に整備されたい。

学校事務の共同実施組織である「学校事務支援室」は、各学校の事務を効率的に進めていく上から必要な取組である。教育委員会としての十分な支援が行われるよう要望する。

教育委員、学校長を対象に実施した「コンプライアンス研修」については非常に大事なテーマを取り上げた研修であったと思う。研修成果の検証についても確実に実施され、次年度に研修の成果を反映、活用するように努められたい。

平成28年度から町が給食費を管理していくようになることは、学校として業務の負担が軽減され、十分に評価される。滞納者対策等に取り組み、学校給食が円滑に運用されるよう努められたい。

青少年健全育成については、時代背景から見ても非常に難しい課題であると思う。青少年健全育成に携わる関係者だけが苦勞することのないよう、各団体の統合整理を進め、効果的な活動の展開を行う必要がある。

児童生徒の安心・安全を確保するための対策は、学校運営において非常に重要であり、平成27年度に各学校、各幼稚園において災害避難マニュアルを作成された。今後は、学校だけではなく、地域住民を巻き込んだ「防災訓練」についても、今後重視して取り組む必要があると考える。

将来を担う子どもたちにとって就学前の幼稚園教育は非常に大事である。
そこに従事する職員（幼稚園教諭、保育士）は、非常勤職員などの非正規職員
 の割合が高く、決して適正な人員配置とは言えない。「魅力のある仕事
 としての幼稚園教諭」にするために町として努力されたい。

美里町教育委員会評価委員会委員

氏名	経歴等	行政区	備考
邊見 俊三	元宮城県立古川養護学校長	二又	会長
齋藤 寧	元美里町立青生小学校長	牛飼2区	
新田 耕一	元美里町立南郷小学校PTA会長	下二郷1	

任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日

まとめ

1 課題と改善策

教育委員会が自ら行った点検・評価の結果と評価委員会の意見から、改善しなければならない課題がいくつか見えてきました。

これらの課題を抽出し、平成28年度から実施できるものと、平成29年度以降に実施するのかを明示したうえで、改善に向けたそれぞれの具体的な取組について整理しました。

○丸数字の後ろに「課題」と課題が記載されているページを、【 】の中に「改善に取り組む時期」を、次の行から「具体的な改善策」を記述していきます。

(1) 教育委員会の点検・評価で抽出された課題と改善策

教育委員会の会議資料の一部が事前に配布されていない。(15ページ)

【平成28年度から改善に向けて取り組む。】

教育委員会事務局の作業スケジュールに原因があります。資料作成のスケジュール管理をこれまで以上に徹底して行うことで解決していきます。

臨時会の会議録の承認を、次の定例会議で受けていない。(15ページ)

【平成28年度から改善に向けて取り組む。】

教育委員会の会議が開催された後においては、事務局が会議録を調整し、次回に開催する定例会で承認を受けるよう会議規則第22条第1項で規定されています。しかし、臨時会の場合、開催する時期によっては会議録を調整する時間が非常に短くなることもあることから現実的に困難な状況が発生します。会議規則第22条第1項をこうした実態に合わせて改正することから解決を図ることといたします。

学校再編については住民の意向把握と説明・周知が十分ではない。(17ページ)

【平成28年度から改善に向けて取り組む。】

平成28年7月から、住民対象の説明会と幼小中保護者対象の説明会を回数重ねて実施することから、住民の意向把握と周知を十分に行っていきます。

教育財産台帳が整備されていない。(18ページ)

【平成28年度から改善に向けて取り組む。】

町の公有財産台帳の管理システムから教育財産のデータを抽出することで、教育財産台帳を紙媒体で作成することが可能です。それを教育委員会で保管し、変更が生じた場合には、町の公有財産台帳と合わせて適時更新を行うことといたします。

町が全庁的に取り組んできた人事評価制度を実施していない。(19 ページ)

【平成 28 年度から改善に向けて取り組む。】

平成 28 年度から、教育委員会事務局(教育総務課)と教育機関において、人事評価制度を導入して実施することから解決につなげます。

教育施設の修繕を計画的に進めなければならない。(23 ページ)

【平成 29 年度から改善に向けて取り組む。】

現在進めている学校再編の内容によっては、現在の各学校の修繕計画も変更してきます。平成 28 年度末までに学校再編の内容を決定し、それに合わせて各学校の修繕計画を見直さなければなりません。

研修実施後における研修成果の検証が行われていない。(23 ページ)

【平成 28 年度から改善に向けて取り組む。】

研修を実施した直後に参加者にアンケート調査を実施します。また、研修終了後一定期間が経過した後に、研修がその後の業務にどの程度役立っているか、参加者にアンケート調査を再度実施します。その結果から第 2 回の検証を行い、二度のアンケート調査の結果から研修成果を検証し、その後の研修計画に反映させていきます。

幼稚園に配置されるべき薬剤師が配置されていない。(24 ページ)

【平成 28 年度から改善に向けて取り組む。】

今後、予算措置を行い、町内の 3 幼稚園に早急に学校薬剤師を配置します。

幼稚園において学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が実施されていない。(25 ページ)

【平成 28 年度から改善に向けて取り組む。】

町内の 3 幼稚園に学校薬剤師を配置していないことから、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が実施されていません。早急に 3 幼稚園に学校薬剤師を配置して、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査を実施いたします。

教育行政に関する相談窓口が明確にされていない。(29 ページ)

【平成 28 年度から改善に向けて取り組む。】

教育行政に関する相談窓口、また、教育相談についての相談窓口について「広報みさと」と公式ホームページに掲載し、住民への周知を図ります。

学校評議員が十分に活用されていない。(33 ページ)

【平成 28 年度から改善に向けて取り組む。】

平成 28 年度から町内の小中学校・幼稚園において、年間 3 回以上の会議を開催します。また、会議の結果を教育委員会事務局へ報告させ、小中学校・幼稚園の学校評議員の意見が学校運営にどのように活かされているかを教育委員会事務局で検証し、その結果を教育委員会へ報告することから、学校評議員の活用を図ります。

(2) 評価委員会からの意見で指摘された課題と改善策

点検・評価の結果に、教育委員の学校行事、社会教育事業、研修会等への参加状況を記述する。(37ページ)

【平成29年度の報告書の作成から取り組む。】

学校行事、社会教育事業、研修会等への参加も教育委員活動の重要な一部となっていることから、次年度以降においては点検・評価の対象項目に加えることとします。

点検・評価の結果にデータの図表化を取り入れる。(37ページ)

【平成29年度の報告書の作成から取り組む。】

住民に分かりやすく伝えることは大事なことです。次年度以降においては図表を活用し、分かりやすく伝えるよう工夫いたします。

点検・評価の結果の中で各教育事業の目的を明確に記述する。(37ページ)

【平成29年度の報告書の作成から取り組む。】

事業目的は点検・評価の重要な要素の一つです。次年度以降の報告書においては、各教育事業の目的を明確に記述することとします。

施策目標に達成するための改善策や方向性を記述する。(37ページ)

【平成29年度の報告書の作成から取り組む。】

平成29年度の報告書の作成から、改善策や方向性をできるだけ具体的に記述していきます。

青少年健全育成関係団体の統合整理を進め効率的に活動する。(39ページ)

【平成28年度から改善に向けて取り組む。】

美里町子ども会連合会(以下「町子連」という。)と美里町青少年健全育成町民会議(以下「町民会議」という。)の間で統合に向けた協議が進められています。教育委員会としては、平成29年度から町子連と町民会議が統合して活動が一本化することから効率的な活動が展開されるよう支援していきます。

非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。(40ページ)

【平成29年度から改善に向けて取り組む。】

幼稚園の運営形態そのものの見直しを行っていかなければ解決できないものと考えています。しかし、人事の課題については教育委員会単独では解決することはできないことから、町長と協議しながら解決に向けて検討していきます。

注1 : (2)の ~ の関係部分を該当するページにアンダーラインで示しています。

注2 : (1)の 、 、 及び については(2)でも指摘されていますが、重複することから(2)への掲載は行っていません。

2 今後の点検・評価に向けて

平成27年度事業について教育委員会が所管する事務をできるだけ漏れることなく網羅しようと考え、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理、執行する事務」及び「総合計画を実現するための取組」の3つを対象にして、それぞれの側面から点検・評価を行ってきました。

しかし、その反面では、各々の作業において点検・評価の視点(焦点)が異なること、また、点検・評価の作業量がかなり大量であったことから、全体的にまとまりのない点検・評価の結果となった点を反省しなければなりません。来年度はこうした反省に立ち、点検・評価の対象を絞っていかねばならないと考えております。

そもそも、教育委員会の点検・評価を規定した地教行法では、点検・評価の対象を「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況」と定めており、この法規定の趣旨に基づけば、地教行法第21条第1号から第19号までに規定された「教育委員会が管理、執行する事務」が点検・評価の対象であると解釈されるべきです。こうした法規定の趣旨に基づき、来年度の点検・評価においては、地教行法第21条第1号から第19号までに規定した事務のうち本町教育委員会の権限に属する事務を対象を絞って、実施していくことといたします。

また、点検・評価を行うときには、効率性を重視するのか、実績・成果を重視するのか、又は法令順守を重視するのか、それぞれどの側面から点検・評価するのかによって作業内容が異なりその結果も当然異なってきます。本町教育委員会としては、効率性や実績・成果を重視した点検・評価を行うことも大切ですが、事務の管理、執行の大前提となる関連法令を点検・評価することを第一に優先していかねばならないと考えております。

さらに、今年度は実質的に3か月間の中で点検・評価を行いました。作業日程にはかなり無理がありました。地教行法第21条第1号から第19号までに規定した事務は広範囲にわたり、また、一つひとつの事務が教育基本法をはじめ多くの関連法令に規定されていることから、これら一つひとつについて、関連法令が順守され適正に管理、執行されているのかを短期間で点検・評価することは、作業量からして非常に困難であります。こうしたことから、平成28年度事業の点検・評価については、翌年度になってから一定期間だけの短期間の作業とせず、平成28年度から日常の業務を通じて点検・評価を行っていくことといたします。

資 料

平成27年度学校教育ビジョンの点検・評価

<幼稚園>

< A - 順調に進んでいる, B - 概ね順調である, C - 取組みが遅れている, D - 全く進んでいない >

1 個性, 心, 基礎学力を重視した教育の推進		A	B	C	D
(1)	個性を重視した取組みが行われている。	1	2	・	・
(2)	子どもの心に寄り添った教育を重視している。	2	1	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。個性と発達障害を見極める目を養う必要がある。

2 計画的な施設修繕と教材設備の整備, 充実		A	B	C	D
(1)	施設の修繕や教材整備は十分に行われている。	1	2	・	・
(2)	情報化教育の環境整備は進んでいる。	・	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

3 地域が支える園づくり, 地域に開かれた園づくりの推進		A	B	C	D
(1)	教材・人材バンクの整備と活用は充実している。	・	3	・	・
(2)	支援ボランティアの整備と活用は適切に行われている。	2	1	・	・
(3)	保育活動が積極的に保護者や地域住民に公開されている。	・	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

4 安全な通学, 通園を確保するための対策		A	B	C	D
(1)	通園バス(スクールバス)の運行が適切に行われている。	2	1	・	・
(2)	通園路の安全確保十分になされている。	2	1	・	・
(3)	防犯教室や防災教育は適切に実施されている。	2	1	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。引き続き安全面に配慮した取組みを期待したい。

5 給食の充実, 食育の推進		A	B	C	D
(1)	食育推進計画の策定やアレルギー対策がなされている。	1	2	・	・
(2)	地産地消の推進がなされている。	・	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

6 就学前教育の充実(幼のみ)		A	B	C	D
(1)	幼稚園, 保育所, 子育て支援センター等の施設や機能が充実している。	1	2	・	・
(2)	家庭内で幼児教育を分担して行っている。	・	3	・	・
(3)	3歳児保育, 預かり保育の体制の整備と保育内容の充実が図られている。	2	1	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

7 家庭と地域の教育力の向上, 基本的生活習慣の定着		A	B	C	D
(1)	家庭生活で「当たり前」にしなければならないことが習慣化されている。	・	2	1	・
(2)	「早寝・早起き・朝ご飯」の定着が図られている。	2	1	・	・

【考察】 ・ C 1 個別に助言・指導が必要と思われる。

<小学校>

< A - 順調に進んでいる, B - 概ね順調である, C - 取組が遅れている, D - 全く進んでいない >

1 個性, 心, 基礎学力を重視した教育の推進		A	B	C	D
(1)	個性を重視した取組みが行われている。	1	5	・	・
(2)	子どもの心に寄り添った教育を重視している。	3	3	・	・
(3)	学力向上委員会の取組みは成果が上がっている。(小・中のみ)	2	4	・	・

【考察】 ・ 概ね取組みは順調である。

2 計画的な施設修繕と教材設備の整備, 充実		A	B	C	D
(1)	施設の修繕や教材整備は十分に行われている。	2	4	・	・
(2)	情報化教育の環境整備は進んでいる。	1	5	・	・

【考察】 ・ 概ね取組みは順調である。

3 地域が支える学校づくり, 地域に開かれた学校づくりの推進		A	B	C	D
(1)	教材・人材バンクの整備と活用は充実している。	1	4	1	・
(2)	学校支援ボランティアの整備と活用が適切に行われている。	1	5	・	・
(3)	教育活動が積極的に保護者や地域住民に公開されている。	5	1	・	・
(4)	放課後児童対策への取組みは整備されてきている。(小のみ)	2	4	・	・

【考察】 ・ この項目の取組みは, 学校独自ではなし得ないことなのでより一層地域との連携を視野に入れた実践を心がける必要がある。

・ 破損等の教材は, 速やかに届けでる習慣を身に付けさせたい。

4 安全な通学, 通園を確保するための対策		A	B	C	D
(1)	通学バス(スクールバス)の運行が適切に行われている。(幼・小のみ)	4	2	・	・
(2)	通学路の街灯整備や安全確保が十分に行われている。	・	6	・	・
(3)	防犯教室や防災教育は適切に実施されている。	4	2	・	・
(4)	学校, 各地区での地域住民見守り隊等が整備されている。(小のみ)	2	4	・	・

【考察】 ・ ほぼ順調に取組まれている。担当者の努力が伺える。

5 学校給食の充実, 食育の推進(小・中のみ)		A	B	C	D
(1)	児童生徒の意見が反映されたものになっている。	5	1	・	・
(2)	食育推進計画策定やアレルギー対策への取組みがなされている。	5	1	・	・
(3)	地産地消の推進が行われている。	5	1	・	・

【考察】 ・ ほぼ順調に取組まれている。担当者の努力が伺える。

6 家庭と地域の教育力の向上, 基本的な生活習慣の定着		A	B	C	D
(1)	児童の家庭学習の定着が図られている。(小・中のみ)	1	5	・	・
(2)	家庭生活や社会生活で「当たり前」にしなければならないことが習慣化されている。	・	6	・	・
(3)	「早寝・早起き・朝ご飯」の取組みがなされている。	6	・	・	・

【考察】 ・ ほぼ順調に取組まれており担当者の努力が伺える。「早寝・早起き・朝ご飯」の取組みは浸透してきている。

中学校

< A - 順調に進んでいる, B - 概ね順調である, C - 取組みが遅れている, D - 全く進んでいない >

1 個性, 心, 基礎学力を重視した教育の推進		A	B	C	D
(1)	個性を重視した取組みが行われている。	・	3	・	・
(2)	子どもの心に寄り添った教育を重視している。	3	・	・	・
(3)	学力向上委員会の取組みは成果が上がっている。	・	3	・	・

【考察】・ 概ね良好である。「子どもの心に寄り添った教育」に力を入れている様子が伺える。

2 計画的な施設修繕と教材設備の整備, 充実		A	B	C	D
(1)	施設の修繕や教材整備は十分に行われている。	1	2	・	・
(2)	情報化教育の環境整備は進んでいる。	1	2	・	・

【考察】・ 概ね良好である。

3 地域が支える学校づくり, 地域に開かれた学校づくりの推進		A	B	C	D
(1)	教材・人材バンクの整備と活用は充実している。	・	3	・	・
(2)	学校支援ボランティアの整備と活用が適切に行われている。	・	1	2	・
(3)	教育活動が積極的に保護者や地域住民に公開されている。	3	・	・	・

【考察】・ C 2 学校支援ボランティアの整備活用は28年度に行いたい。

学校支援ボランティアの整備活用が上手く図れなかった。

- ・ 各校では教育活動の公開に力を入れているが, 保護者や地域住民の足を学校に向かわせるためにもう一工夫ひつようである。

4 安全な通学, 通園を確保するための対策		A	B	C	D
(1)	通学路の街灯整備や安全確保が十分に行われている。	・	3	・	・
(2)	各学校での防犯教室や防災教育は適切に実施されている。	2	1	・	・

【考察】・ 概ね良好である。

5 学校給食の充実, 食育の推進		A	B	C	D
(1)	児童生徒の実態に即した献立がなされている。	1	2	・	・
(2)	食育推進計画策定やアレルギー対策への取組みがなされている。	2	1	・	・
(3)	地産地消の推進が行われている。	2	1	・	・

【考察】・ 概ね良好である。

6 家庭と地域の教育力の向上, 基本的な生活習慣の定着		A	B	C	D
(1)	児童生徒の家庭学習の定着が図られている。	・	3	・	・
(2)	家庭生活や社会生活で「当たり前」にしなければならないことが習慣化されている。	・	3	・	・
(3)	「早寝・早起き・朝ご飯」の取組みがなされている。	2	1	・	・

【考察】・ スマートフォンやインターネットゲームの使用が大きな鍵となっている。

< 全 体 >

< A - 順調に進んでいる, B - 概ね順調である, C - 取組みが遅れている, D - 全く進んでいない >

1 個性, 心, 基礎学力を重視した教育の推進		A	B	C	D
(1)	個性を重視した取組みが行われている。	2	10	・	・
(2)	子どもの心に寄り添った教育を重視している。	8	4	・	・
(3)	学力向上委員会の取組みは成果が上がっている。(小中のみ)	4	8	・	・

【考察】・ 概ね順調である。

2 計画的な施設修繕と教材設備の整備, 充実		A	B	C	D
(1)	施設の修繕や教材整備は十分に行われている。	4	8	・	・
(2)	情報化教育の環境整備は進んでいる。	2	10	・	・

【考察】・ 概ね順調である。

3 地域が支える学校づくり, 地域に開かれた学校づくりの推進		A	B	C	D
(1)	教材・人材バンクの整備と活用は充実している。	1	10	1	・
(2)	学校支援ボランティアの整備と活用が適切に行われている。	3	7	2	・
(3)	教育(保育)活動が積極的に保護者や地域住民に公開されている。	8	4	・	・
(4)	放課後児童対策への取組みは整備されてきている。(小のみ)	2	4	・	・

【考察】・ 概ね順調であるが。(1)と(2)はリンクする関係にあるので上手く活用することが必要である。

4 安全な通学, 通園を確保するための対策		A	B	C	D
(1)	通園・通学バス(スクールバス)の運行が適切に行われている。(幼・小のみ)	6	3	・	・
(2)	通学路の街灯整備や安全確保が十分に行われている。	2	10	・	・
(3)	各学校(園)での防犯教室や防災教育は適切に実施されている。	8	4	・	・
(4)	各学校, 各地区での地域住民見守り隊等が整備されている。(小のみ)	2	4	・	・

【考察】・ 概ね順調である。

5 学校給食の充実, 食育の推進(小・中のみ)		A	B	C	D
(1)	児童生徒の実態に即した献立がなされている。(小・中のみ)	6	3	・	・
(2)	食育推進計画策定やアレルギー対策への取組みがなされている。	8	4	・	・
(3)	地産地消の推進が行われている。	7	5	・	・

【考察】・ 関係者の努力で良く取り組まれていることが伺える。

6 就学前教育の充実(幼のみ)		A	B	C	D
(1)	幼稚園, 保育所, 子育て支援センター等の施設や機能が充実している。	1	2	・	・
(2)	家庭内で幼児教育を分担して行っている。	・	3	・	・
(3)	3歳児保育, 預かり保育の体制の整備と保育内容の充実が図られている。	2	1	・	・

7 家庭と地域の教育力の向上, 基本的な生活習慣の定着		A	B	C	D
(1)	児童生徒の家庭学習の定着が図られている。(小・中のみ)	1	8	・	・
(2)	家庭生活や社会生活で「当たり前」にしなければならないことが習慣化されている。	・	11	1	・
(3)	「早寝・早起き・朝ご飯」の取組みがなされている。	10	2	・	・

【全体考察】・ 概ね順調に推移していると言える。特に学校給食に関しては良好に推移している。課題は、活用できる人材の掘り起しである。

平成27年度美里町学校教育の重点努力事項についての点検・評価

幼稚園

< A - 良好である, B - 概ね良好である, C - 不十分である, D - 取り組まれていない >

1 学習内容や学習形態の多様化, 学習評価の工夫改善		A	B	C	D
(1)	地域性を加味した特色ある教育課程を編成し, 確実に実施できましたか。	2	1	・	・
(2)	各領域の良さを取り入れて, 幼児の自立心を育てるための保育を行いましたか。	・	3	・	・
(3)	計画的な環境構成を工夫し, 幼児の主体性を育む援助ができましたか。	2	1	・	・
(4)	園内研修などを通して, 指導法の改善や指導と評価の一体化に努めてきましたか。	1	2	・	・
(5)	身近な社会生活や生命及び自然と触れ合う活動を進めることができましたか。	1	1	1	・
(6)	保育内容や保育形態を工夫して, 全身を使った遊びに対する取り組みを進めた。	3	・	・	・

【考察】 ・ 概ね良好。
・ C1 - 今後は, 実施時期や種類を考慮し, 季節感を活かした活動を展開したい。

2 豊かな心を育てるための教育活動の推進		A	B	C	D
(1)	家庭や地域と連携した保育活動を適切に行った。	2	1	・	・
(2)	家庭との連携を図りながら, 基本的な生活習慣の育成を適切に行った。	2	1	・	・
(3)	規範意識, 生命尊重, 他者への思いやり等, 実践的な態度の育成を図った。	1	2	・	・
(4)	地域人材を活用した保育活動を適切に行った。	1	2	・	・
(5)	地域の良さを生かした体験活動を適切に行った。	1	2	・	・

【考察】 ・ 概ね良好。

3 たくましく生きるための体育, 健康教育の推進		A	B	C	D
(1)	保育指導全体を通じて, 体育活動の充実を図った。	2	1	・	・
(2)	幼児の健康増進をめざして, 積極的に戸外で遊ぶように働きかけを行った。	3	・	・	・
(3)	望ましい食習慣を身に付けるための食育への取り組みを行った。	1	2	・	・
(4)	家庭と協力しながら, 幼児の健康増進に取り組んだ。	1	2	・	・
(5)	危険な場所, 危険な遊び方, 災害時の行動の仕方について, 適切な指導を行った。	・	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好。

4 教育機会や教育システムの多様化の推進		A	B	C	D
(1)	保・幼・小・中(幼・小)(小・中)の連携を図った保育を適切に行った。	1	2	・	・
(2)	幼児教育の質の向上を図るための取り組みを行った。	1	2	・	・
(3)	発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を適切に行った。	・	3	・	・
(4)	特別支援教育の充実に向けて, 条件整備や指導の工夫を適切に行った。	2	1	・	・
(5)	言語環境を醸成し, 言語能力の育成や読書活動を適切に行った。	1	2	・	・

【考察】 ・ 概ね良好。

5 学習環境の充実, 学習活動支援体制の整備		A	B	C	D
(1)	一人一人を大切に生徒指導を適切に行った。	2	1	・	・
(2)	園不適応幼児の解消に向けた「個に応じた適応指導」やいじめ, 問題行動等に対する早期発見・早期対応を適切に行った。	2	1	・	・
(3)	予算の効果的な活用を図り, 施設設備の充実と活用を計画的に行った。	・	3	・	・
(4)	支援員等の活用を適切に行った。	2	1	・	・
(5)	評議員の活用と保育活動への反映を適切に行った。	・	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好。

小学校

< A - 良好である, B - 概ね良好である, C - 不十分である, D - 取り組まれていない >

1 学習内容や学習形態の多様化, 学習評価の工夫改善		A	B	C	D
(1)	特色ある教育課程の編成と確実な実施。	2	4	・	・
(2)	発達段階に応じた志教育の推進。	1	5	・	・
(3)	校内研修や授業研究会などを通し, 学習指導方法の改善や評価の一体化の推進。	2	4	・	・
(4)	少人数指導, 習熟度別指導, 発展的学習等 学習形態の工夫の実施。	4	2	・	・
(5)	思考力, 判断力, 表現力等を身につける言語活動の充実。	2	4	・	・
(6)	自学自習, 家庭学習の充実, 学び支援事業への参加等。	3	3	・	・
(7)	I C T機器の効果的な活用, 情報通信手段の活用能力の育成。	・	6	・	・
(8)	体験活動の推進と進路指導や進路相談の適切な実施。	2	4	・	・

【考察】 ・ 概ね良好。

2 豊かな心を育てるための教育活動の推進		A	B	C	D
(1)	家庭や地域と連携した教育活動。	4	2	・	・
(2)	基本的な生活習慣, 規範意識等の育成。	1	5	・	・
(3)	道徳教育の充実と, 平和教育の推進。	1	5	・	・
(4)	いじめ・不登校への組織的な対応, 教育相談の充実。	3	3	・	・
(5)	情報モラル教育の指導。	・	6	・	・
(6)	伝統文化に関する教育, 国際理解教育の充実。	1	5	・	・
(7)	環境教育の推進。	2	4	・	・
(8)	地域の良さを生かした体験活動等や人材活用。	5	1	・	・

【考察】 ・ 概ね良好。特に, (6)の地域を生かした活動はすべての学校で取組まれた。
 ・ 児童・保護者に対応する情報モラルの研究会を是非実施したい。

3 たくましく生きるための体育, 健康教育の推進		A	B	C	D
(1)	地域と連携した体育, スポーツ活動の推進。	1	5	・	・
(2)	心身の健康保持増進を図るための指導の充実。	2	4	・	・
(3)	学校教育全体を通じた体育活動の充実。	2	4	・	・
(4)	平和教育, 防災(減災)教育の充実。	3	3	・	・
(5)	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるための食育への取り組み。	2	4	・	・

【考察】 ・ 概ね良好であるが, 「地域と連携した体育・スポーツ活動」と「平和・防災教育」についてはさらなる積極的な取り組みが望まれる。

4 教育機会や教育システムの多様化の推進		A	B	C	D
(1)	言語環境の充実に努め, 言語能力の育成や読書活動の実施。	3	3	・	・
(2)	理数教育や外国語教育の充実。	2	4	・	・
(3)	保・幼・小・中(幼・小)(小・中), 中・高の連携を図った教育活動の実施。	2	4	・	・
(4)	特別支援教育推進のための条件整備や指導法の工夫。	3	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好であるが, 理数外国語教育と異校種の連携については, もっと積極的な取り組みが必要である。

5 学習環境の充実，学習活動支援体制の整備		A	B	C	D
(1)	相互理解に基づく共感的な人間関係づくりの実施。	3	3	・	・
(2)	いじめ，不登校，問題行動等に対する未然防止と早期発見・早期対応の実践。	4	2	・	・
(3)	予算の効果的な活用と施設設備の充実の計画的な実施。	4	2	・	・
(4)	学社連携・融合による協働教育の実践。	3	3	・	・
(5)	教員補助員等の適切な活用。	5	1	・	・
(6)	職員研修の充実と教職員の指導力の向上。	1	5	・	・
(7)	学校評議員の活用と教育活動への反映。	2	4	・	・

- 【考察】
- ・ 概ね良好。
 - ・ 児童の発する小さなサインを見逃さない。たよりや連絡帳を活用し，保護者との信頼関係を築きたい。
 - ・ 月1回のいじめアンケートを実施してきたが，早期のいじめ発見に繋がらなかった。アンケートの内容を見直し，教師間の連絡を密にするなどの改善を行いたい。

中学校

＜ A - 良好である， B - 概ね良好である， C - 不十分である， D - 取り組まれていない＞ 概ね

1 学習内容や学習形態の多様化，学習評価の工夫改善		A	B	C	D
(1)	特色ある教育課程の編成と確実な実施。	2	1	・	・
(2)	発達段階に応じた志教育の推進。	2	1	・	・
(3)	教科指導力を図る研修の推進。	・	3	・	・
(4)	指導方法，指導内容の改善充実と指導と評価の一体化の工夫。	1	2	・	・
(5)	思考力，判断力，表現力を身に付ける言語活動の充実。	・	3	・	・
(6)	家庭学習の充実，計画的な自学自習の指導。	1	2	・	・
(7)	I C T機器の効果的な活用と情報通信手段の活用能力の育成。	・	3	・	・
(8)	体験活動と適切な進路指導・相談の推進。	2	1	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

2 豊かな心を育てるための教育活動の推進		A	B	C	D
(1)	家庭や地域と連携し合った教育活動の支援と推進。	1	2	・	・
(2)	基本的な生活習慣，規範意識，生命の尊重，他者への思いやり等の態度の育成。	・	3	・	・
(3)	道徳教育の充実と平和教育の推進。	1	2	・	・
(4)	いじめ・不登校等への対応と教育相談の充実。	2	1	・	・
(5)	情報モラル教育の指導の充実。	・	3	・	・
(6)	伝統・文化に関する教育の充実とA L T等を活用した国際理解教育の充実。	・	3	・	・
(7)	自然環境に学ぶ姿勢を育む指導の推進と充実。	・	3	・	・
(8)	地域のよさを生かした社会体験活動，自然体験活動，文化芸術体験活動等，地域の素材や人材の活用を図ったふるさと教育の推進と充実。	2	1	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

・ 「行政からの学校支援ボランティア体制の確立やアプローチがまたれる。」と述べているが，待ちの姿勢ではなく，自ら積極的に体制を整える努力が必要。

3 たくましく生きるための体育，健康教育の推進		A	B	C	D
(1)	地域と連携した体育，スポーツ活動の推進。	・	3	・	・
(2)	心身の健康保持増進に関する指導の充実。	・	3	・	・
(3)	体力・運動能力調査の結果を活用した，学校教育全体を通じての体育活動の充実。	1	2	・	・
(4)	防災教育の推進と災害を理解し，生命を守る資質と能力の育成。	1	2	・	・
(5)	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるための食育の充実	・	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

4 教育機会や教育システムの多様化の推進		A	B	C	D
(1)	言語活動の醸成と言語能力の育成及び読書活動の推進。	1	2	・	・
(2)	理数教育，外国語教育の充実。	・	3	・	・
(3)	保・幼・小・中の連携を図った教育の推進。	・	3	・	・
(4)	中・高の連携を図った教育の推進。	・	3	・	・
(5)	個別計画の整備，障害に応じた指導の工夫を要とした特別支援教育の推進。	1	2	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

5 学習環境の充実，学習活動支援体制の整備

	A	B	C	D
(1) 相互理解に基づく共感的人間関係づくり。	1	2	・	・
(2) いじめ，不登校，問題行動等の未然防止の取組みの推進，早期発見・早期対応。	3	・	・	・
(3) 学校不適応対策の充実と強化。	1	2	・	・
(4) 予算の適正化と積極的な活用。	・	3	・	・
(5) 施設整備の充実と積極的な活用。	・	3	・	・
(6) 学社連携・融合による教育活動の推進。	・	3	・	・
(7) 教員補助員等の活用による指導の充実。	2	1	・	・
(8) 指導法改善のための研修の充実。	・	3	・	・
(9) 学校評議員の活用と教育活動への反映。	・	3	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

- ・ 「他機関からの働きかけによる学校支援ボランティアを組織的に構成」と考えているが，まずは自校のPTAに働き掛けるなどの取組みが必要である。

小中全体

< A - 良好である, B - 概ね良好である, C - 不十分である, D - 取り組まれていない >

1 学習内容や学習形態の多様化, 学習評価の工夫改善		A	B	C	D
(1)	特色ある教育課程の編成と確実な実施。	4	5	・	・
(2)	発達段階に応じた志教育の推進。	3	6	・	・
(3)	校内研修や授業研究会などを通じた, 学習指導方法の改善と評価の一体化の推進。	2	7	・	・
(4)	少人数指導, 習熟度別指導, 発展的学習等 学習形態の工夫。	5	4	・	・
(5)	思考力, 判断力, 表現力等を身に付ける言語活動の充実。	2	7	・	・
(6)	自学自習, 家庭学習の充実, 学び支援事業への参加。	4	5	・	・
(7)	I C T機器の効果的な活用, 情報通信手段の活用能力の育成。	・	9	・	・
(8)	体験活動の推進と進路指導や進路相談の適切な実施。	4	5	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

2 豊かな心を育てるための教育活動の推進		A	B	C	D
(1)	家庭や地域と連携した教育活動。	5	4	・	・
(2)	基本的な生活習慣, 規範意識等の育成。	1	8	・	・
(3)	道徳教育の充実と, 平和教育の推進。	2	7	・	・
(4)	いじめ・不登校への組織的な対応, 教育相談の充実。	5	4	・	・
(5)	情報モラル教育の指導。	・	9	・	・
(6)	伝統文化に関する教育, 国際理解教育の充実。	1	8	・	・
(7)	環境教育の推進。	2	7	・	・
(8)	地域の良さを生かした体験活動や人材活用。	7	2	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。「地域の良さを生かした体験活動や人材活用」でほとんどの学校が「良好」である。小学校では古民具資料館の見学や稲作体験活動で, 中学校では職場体験や赤ちゃんふれあい体験活動をあげている。

3 たくましく生きるための体育, 健康教育の推進		A	B	C	D
(1)	地域と連携した体育, スポーツ活動の推進。	1	8	・	・
(2)	心身の健康の保持増進に関する指導の充実。	2	7	・	・
(3)	学校教育全体を通じての体育活動の充実。	3	6	・	・
(4)	平和教育, 防災(減災)教育の充実。	4	5	・	・
(5)	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるための食育への取り組み。	2	7	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

4 教育機会や教育システムの多様化の推進		A	B	C	D
(1)	言語環境の充実につとめ, 言語能力の育成と読書活動の推進。	4	5	・	・
(2)	理数教育や外国語教育の充実。	2	7	・	・
(3)	保・幼・小・中 の連携を図った教育活動の推進。	2	7	・	・
(4)	中・高の連携を図った教育活動の推進。(中学校のみ)	・	3	・	・
(5)	個別計画の整備, 障害に応じた指導の工夫を要とした特別支援教育の推進。	4	5	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。

5 学習環境の充実，学習活動支援体制の整備

	A	B	C	D
(1) 相互理解に基づく共感的な人間関係づくりの実施。	4	5	・	・
(2) いじめ，不登校，問題行動等の未然防止と早期発見・早期対応。	7	2	・	・
(3) 学校不適応対策の充実と強化。(中学校のみ)	1	2	・	・
(4) 予算の効果的な活用と施設整備の充実の計画的な実施。	4	5	・	・
(5) 学社連携・融合による協働高橋 教育の実践。	3	6	・	・
(6) 教員補助員等の適切な活用。	7	2	・	・
(7) 職員研修の充実と教職員の指導力の向上。	1	8	・	・
(8) 学校評議員の活用と教育活動への反映。	2	7	・	・

【考察】 ・ 概ね良好である。小中共に生徒指導と教員補助員の有効活用に力を入れていることが分かる。とりわけ中学校3校は生徒指導に力を入れていることがうかがえる。

総合計画・総合戦略策定に伴う住民意向調査の結果

1 調査内容					
この「住民意向調査」は、平成18年7月、平成23年7月の町の総合計画策定及び見直しにあわせてそれぞれ実施し、今回の調査で3回目となりました。過去の結果と比較し、住民意識の変化を測りながら政策の実施がどう評価されているかを把握するため、過去の設問と原則変更しないものです。					
2 調査期間は、平成27年7月15日から同年7月31日まで行いました。					
3 調査内容は、「属性調査」、「個別の政策に係る満足度及び重要度の調査」及び「政策内における優先施策調査」としました。					
調査対象者	1,199	平成27年6月1日時点で、満19歳以上の住民1,199人に調査協力いただきました。アンケートの対象は、満19歳以上の全住民から、年齢階層別(5歳階級)性別、地区別に応じた割合を乗じ、調査対象者を無作為に抽出しました。			
回収数	1,156				
回収率	96.4%				
性別	人数	構成比	職業	人数	構成比
男性	507	43.9%	会社員・公務員・団体職員	363	31.4%
女性	606	52.4%	パート・アルバイト	137	11.9%
記載なし	43	3.7%	農業・林業・漁業	76	6.6%
合計	1,156	100.0%	会社・団体職員	29	2.5%
			自営業者	49	4.2%
年齢別	人数	構成比	家事手伝い	5	0.4%
20歳代	110	9.5%	学生	25	2.2%
30歳代	158	13.7%	主婦	155	13.4%
40歳代	152	13.1%	無職	252	21.8%
50歳代	193	16.7%	その他	29	2.5%
60歳代	228	19.7%	記載なし	36	3.1%
70歳代	151	13.1%		1,156	100.0%
80歳以上	135	11.7%			
記載なし	29	2.5%			
合計	1,156	100.0%			

(1) 政策別の満足度

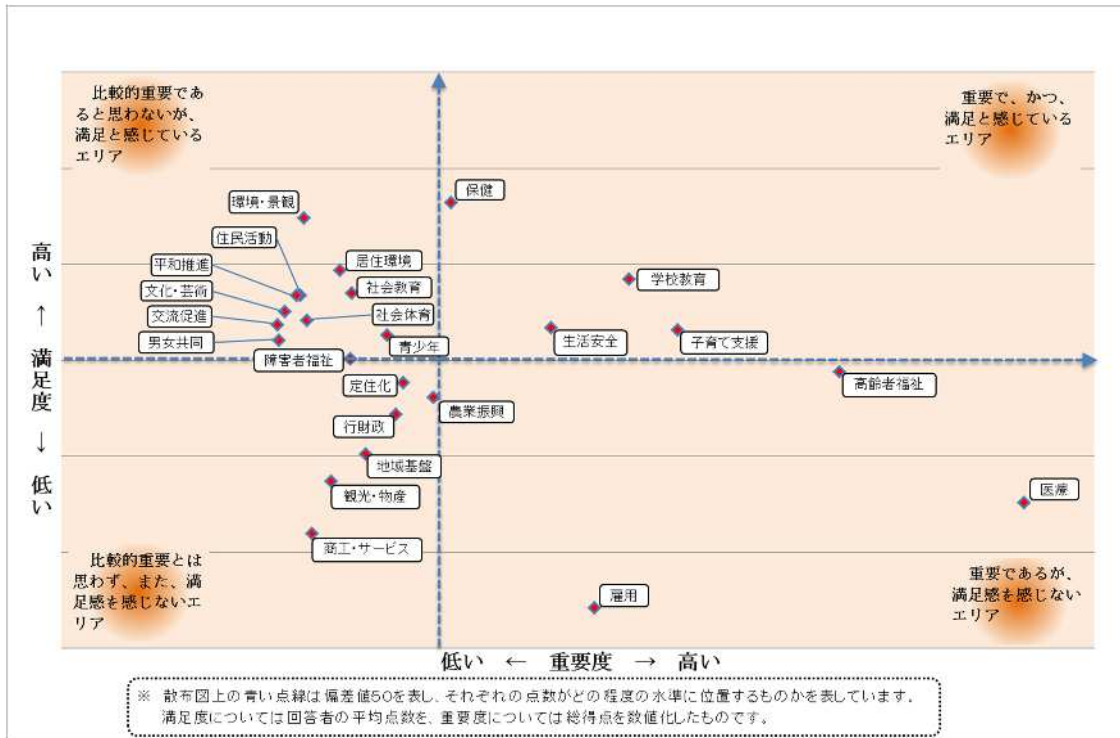
政策名		回答数	未回答数	今回 (H 27)	前回 (H 23)	比較	今後、目指す 満足度の目安 (現状維持又は上昇)
第 1	社会教育の充実	1084	72	56.7	56.0	0.7	→
第 2	学校教育の充実	1054	102	57.1	57.1	0.0	↗
第 3	青少年の健全育成	1062	94	55.4	55.6	0.2	↗
第 4	文化・芸術の振興	1058	98	56.1	56.2	0.1	→
第 5	社会体育の振興	1056	100	55.9	55.7	0.2	→
第 6	保健の充実	1079	77	59.3	59.4	0.1	→
第 7	医療の充実	1063	93	50.5	51.2	0.7	↗
第 8	高齢者福祉の充実	1052	104	54.4	55.7	1.3	↗
第 9	障害者福祉の充実	1009	147	54.7	54.6	0.1	→
第 1 0	子育て支援の充実	1013	143	55.6	56.6	1.0	↗
第 1 1	農業の振興	1014	142	53.6	53.9	0.3	↗
第 1 2	商工・サービス業の振興	1002	154	49.6	48.9	0.7	↗
第 1 3	観光・物産の振興	1028	128	51.1	51.1	0.0	↗
第 1 4	雇用の創造	1027	129	47.4	45.3	2.1	↗
第 1 5	地域基盤の確立	1062	94	52.0	50.9	1.1	→
第 1 6	生活安全の確保	1059	97	55.7	52.0	3.7	↗
第 1 7	環境・景観の保全・創造	1055	101	58.9	58.6	0.3	→
第 1 8	居住環境の質の向上	1034	122	57.3	56.1	1.2	→
第 1 9	定住化の促進	1034	122	54.0	53.6	0.4	↗
第 2 0	住民活動の促進	1020	136	56.6	56.8	0.2	→
第 2 1	交流の促進	1009	147	55.7	57.0	1.3	→
第 2 2	平和行政の推進	1016	140	56.6	57.3	0.7	→
第 2 3	男女共同参画社会の推進	1009	147	55.3	56.4	1.1	→
第 2 4	行財政運営の健全化	983	173	53.1	52.2	0.9	→
意向調査全体				54.7	54.5	0.2	

(2) 政策別の満足度及び重要度の偏差値

	政策名	重要度偏差値	満足度偏差値
第 1	社会教育の充実	45.5	57.0
第 2	学校教育の充実	60.2	58.5
第 3	青少年の健全育成	47.4	52.6
第 4	文化・芸術の振興	41.9	55.1
第 5	社会体育の振興	43.1	54.2
第 6	保健の充実	50.8	66.4
第 7	医療の充実	81.3	35.2
第 8	高齢者福祉の充実	71.4	48.8
第 9	障害者福祉の充実	45.4	50.2
第 1 0	子育て支援の充実	62.8	53.2
第 1 1	農業の振興	49.8	46.1
第 1 2	商工・サービス業の振興	43.4	32.0
第 1 3	観光・物産の振興	44.4	37.4
第 1 4	雇用の創造	58.4	24.2
第 1 5	地域基盤の確立	46.2	40.3
第 1 6	生活安全の確保	56.1	53.4
第 1 7	環境・景観の保全・創造	42.9	64.9
第 1 8	居住環境の質の向上	44.8	59.4
第 1 9	定住化の促進	48.2	47.7
第 2 0	住民活動の促進	42.7	56.8
第 2 1	交流の促進	41.5	53.7
第 2 2	平和行政の推進	42.5	56.8
第 2 3	男女共同参画社会の推進	41.6	52.1
第 2 4	行財政運営の健全化	47.8	44.4

* 説明：住民意向調査による政策別の満足度の平均点数及び重要度の得票の偏りを示すため、偏差値として数値化しました。

(3) 満足度及び重要度の偏差値分布



平成27年度に採択した教科書一覧

【小学校使用】

使用年度:平成27～30年度

種目名	発行者	教科書番号					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	東京書籍	131	231	331	431	531	631
		132	232	332	432		
書写	東京書籍	131	231	331	431	531	631
社会	東京書籍			331		531	631
				332		532	632
地図	帝国書院				432		
算数	東京書籍	131	231	331	431	531	631
		132	232	332	432	532	
理科	東京書籍			331	431	531	631
生活	東京書籍	131					
		132					
音楽	教育芸術社	132	232	332	432	532	632
図画工作	日本文教出版	133		333		533	
		134		334		534	
家庭	開隆堂					532	
保健	東京書籍			331		531	

教科書番号の下段の数字はそれぞれの下巻用の教科書番号を表します。

平成27年度に採択した教科書一覧

【中学校使用】

使用年度:平成27～30年度

種目名	発行者	教科書番号		
		1年	2年	3年
国語	東京書籍	727	827	927
書写	東京書籍	731		
社会(地理的分野)	東京書籍	725		
社会(歴史的分野)	東京書籍	729		
社会(公民的分野)	東京書籍			929
地図	帝国書院	724		
数学	東京書籍	728	828	928
理科	東京書籍	727	827	927
音楽(一般)	教育芸術社	727	827/828	
音楽(器楽合奏)	教育芸術社	774		
美術	開隆堂	726	826	
保健体育	東京書籍	725		
技術・家庭(技術分野)	開隆堂	726		
技術・家庭(家庭分野)	開隆堂	726		
英語	東京書籍	727	827	927